

# 日野市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

日 野 市





# 目次

はじめに	1
<b>第1部 基本的な考え方</b>	
第1章 計画の基本的な考え方	2
第2章 対策の目的	4
第1節 対策の目的	4
第2節 対策実施上の留意点	5
第3節 対策推進のための役割分担	8
第3章 発生段階等の考え方	11
第4章 対策項目	13
<b>第2部 各対策項目の考え方及び取組</b>	16
第1章 実施体制	16
第1節 準備期	16
第2節 初動期	18
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	24
第3節 対応期	26
第3章 まん延防止	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	29
第4章 ワクチン	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	36
第3節 対応期	39

第5章 保健	42
第1節 準備期	42
第2節 初動期	43
第3節 対応期	43
第6章 物資	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	46
第3節 対応期	46
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	47
第1節 準備期	47
第2節 初動期	48
第3節 対応期	49
<b>第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制</b>	
第1章 市における危機管理体制	52
第2章 市政機能の維持	57

## はじめに

### 【日野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2(2020)年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)<sup>1</sup>(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、日野市(以下「市」という。)は、国・都と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度も感染の波を乗り越えてきた。

今般の日野市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」という。)の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能な市の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

### 【行動計画の改定概要】

日野市では、国・都の動向や、新型インフルエンザ(A/H1N1)における経験を踏まえ、平成21(2009)年10月に、「日野市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。また、特措法の施行に伴い、政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条に基づき、「日野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26(2014)年に改定、平成30(2018)年7月「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の一部変更に伴い、令和4(2022)年8月「日野市行動計画」を一部改定した。

今般、令和6(2024)年7月に政府行動計画が抜本改定となったことを受け、市においても、行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)で課題となった項目を独立させるなど、7項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

---

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2(2020)年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

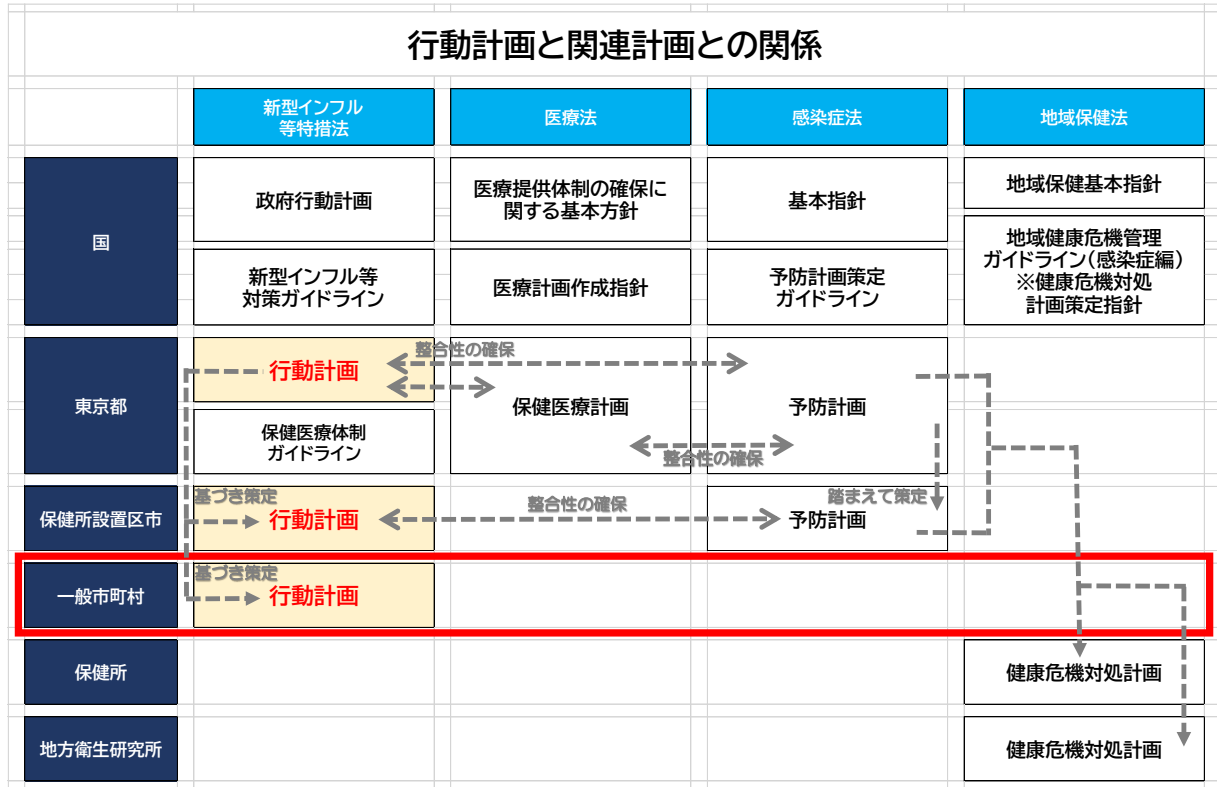
# 第1部 基本的な考え方

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

なお、本行動計画は政府行動計画、東京都新型コロナウイルス対策行動計画との整合性を図っている。



### 2 対象とする感染症(以下「新型コロナウイルス等」という。)

- (1) 新型コロナウイルス等感染症<sup>2</sup>
- (2) 指定感染症<sup>3</sup>(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- (3) 新感染症<sup>4</sup>(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画に基づき、市における新型コロナウイルス等への対策の実施に関する基本的な方針や国・都が実施する対策を示すとともに、新型コロナウイルスや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型コロナウイルス等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。

<sup>2</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>3</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>4</sup> 感染症法第6条第9項

- (2) 国、都、保健所、日野市、医療機関、指定(地方公共機関、事業者)及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

#### 4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、市民について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

#### 5 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、医療関係団体等に意見を聴くものとする。  
また、広域的な観点から南多摩保健所及び近隣市との調整を図り策定するものとする。

## 第2章 対策の目的等

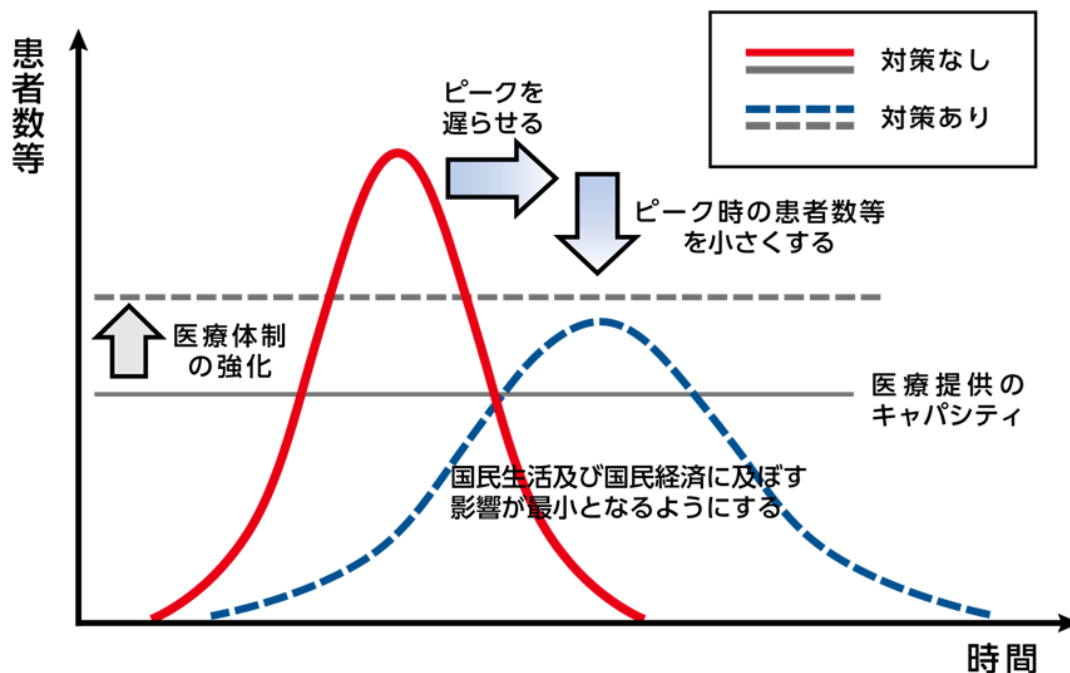
### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。<sup>5</sup>

#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

〈対策の概念図〉



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)

#### 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

<sup>5</sup> 特措法第1条

- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は本行動計画に基づき、国及び都・指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理  
将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- (2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備  
初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。
- (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善  
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- (4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション<sup>6</sup>等の備え  
感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。
- (5) 人材育成等  
市は、国や都の研修等を積極的に活用するとともに、東京都や南多摩保健所等と連携し、感染症危機発生時に備えた訓練を実施するなど、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行う事ができる人材の育成を進める。

### 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から

<sup>6</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念

(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活及び地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないことに留意する<sup>7</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

---

<sup>7</sup> 特措法第5条

また、感染者やその家族、医療関係者等への誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

#### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### 5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、都対策本部<sup>8</sup>及び日野市対策本部<sup>9</sup>は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、南多摩5市(日野市並びに八王子市、町田市、多摩市、稲城市)でも、連携した取組を実施する。

#### 6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等<sup>10</sup>における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### 7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、市は、国及び都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

<sup>8</sup> 特措法第22条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年条例第29号)

<sup>9</sup> 特措法第34条

<sup>10</sup> 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

## 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、市一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び地域経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>11</sup>。また、国は世界保健機関(WHO)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>12</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>13</sup>。

国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>14</sup>(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>15</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>16</sup>等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### 2 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

---

<sup>11</sup> 特措法第3条第1項

<sup>12</sup> 特措法第3条第2項

<sup>13</sup> 特措法第3条第3項

<sup>14</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催

<sup>15</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催

<sup>16</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

### 3 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市(以下「保健所設置区市」という。)、感染症指定医療機関<sup>17</sup>、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会<sup>18</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

### 4 日野市

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民へのワクチンの接種や、自宅療養を行う市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の自治体(特に南多摩保健所管内の多摩市、稲城市)と緊密な連携を図る。

### 5 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等<sup>19</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### 6 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>20</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

<sup>17</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>18</sup> 感染症法第10条の2

<sup>19</sup> 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(薬機法第2条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材

<sup>20</sup> 特措法第3条第5項

## 7 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>21</sup>。

## 8 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>22</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## 9 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>23</sup>。

---

<sup>21</sup> 特措法第4条第3項

<sup>22</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

<sup>23</sup> 特措法第4条第1項

## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)とに大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### (1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、地域における医療提供体制の整備、市民への啓発や都・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### (2) 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### (3) 対応期(B,C-1,C-2,D)

対応期については、以下の4つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

<発生段階及び各段階の概要>

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	一	発生前の段階	・地域における医療提供体制の整備や市民への啓発や市・企業による事業継続計画との策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	・政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、感染動向も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザ薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・最終的にワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

## 第4章 対策項目

### 1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、以下に示す(1)から(7)までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### (1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、南多摩保健所、近隣の自治体(特に南多摩保健所管内の多摩市、稲城市)とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。その際、東京感染症対策センター(東京iCDC)<sup>24</sup>の専門家による科学的知見を参考にするとともに南多摩保健所、医療機関、日野市医師会、日野市薬剤師会、八南歯科医師会等から医療現場の状況を踏まえた助言等を得ながら、効果的に対策を推進する。

---

<sup>24</sup> Tokyo Center for Infectious Diseases Prevention and Control の略。感染症に関わる様々な領域において、調査・分析、情報収集・発信などを行う専門家のネットワーク。専門家の視点から、都の感染症対策全般について助言を実施。エビデンスに基づく助言や国内外の研究機関等とのネットワーク構築を担う「専門家ボード」のほか、特定の事項を検討する「タスクフォース」を設置

## (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

## (3) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部が、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行った場合、市として必要な措置を講じる。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

## (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

## (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、

市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

保健所及び地方衛生研究所等は、検査の実施及び結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、感染の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。保健所等は感染症の発生状況と対策に係る共通理解を形成するために、市をはじめとする関係者と収集・分析した感染症にかかる情報を迅速に共有する。

また、市は、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

## **(6) 物資**

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

## **(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### 1-1 日野市行動計画の作成や体制整備・強化【企画部・総務部・健康福祉部】

市は、政府行動計画及び都行動計画に基づき本行動計画を作成し、必要に応じて新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、本行動計画の見直しを行うものとする。

なお、本行動計画を変更する際は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

また広域的な観点から南多摩保健所及び近隣市との調整を図るものとする。

#### 1-2 実践的な訓練の実施【総務部、健康福祉部】

(1) 市は、政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(2) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等に対し、必要な知識技術を獲得できる研修受講の機会を確保する。

#### 1-3 体制整備・強化【企画部・総務部・健康福祉部】

(1) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市における取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。

(2) 市は、平時から、都及び南多摩保健所と連携し、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

(3) 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例及び規則等で定める<sup>25</sup>。

(4) 市は、一体的・整合的ないわゆるワンボイス<sup>26</sup>での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。

<sup>25</sup> 特措法第26条

<sup>26</sup> ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすることをいう。

- (5) 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門(健康福祉部)と危機管理部門(総務部)との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- (6) 市は、平時から都、南多摩保健所、医療機関等と連携し、有事に機能するよう研修等を開催し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成を行う。

#### **1-4 関係機関の連携の強化【健康福祉部】**

- (1) 市は、国、都、南多摩保健所、医療機関、日野市医師会、八南歯科医師会及び日野市薬剤師会等の関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関、日野市医師会、八南医師会及び日野市薬剤師会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
- (3) 市は、第3節(対応期)に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、都及び南多摩保健所と事前に調整し、着実な準備を進める。

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて日野市感染症対策連絡会議及び日野市危機管理対策会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置【企画部・総務部・健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合において、危機管理上、必要があると認める場合には、危機管理部門、感染症対応部門、広報部門を中心とした関係部署による感染症対策に関する庁内の連絡会議<sup>27</sup>等を開催し、情報の収集・共有を行うとともに、市の初動対応など危機に対処するための方策について検討を行う。

### 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【企画部・総務部・健康福祉部】

- (1) 市は、国や都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、危機管理部門、感染症対応部門及び広報部門の相互で情報共有する。
- (2) 国及び都が対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し<sup>28</sup>、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (3) 市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- (4) 市は、事態及び市対策本部設置等について、記者会見、記者クラブへの資料配布、市ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて市民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。
- (5) 市は、市の対応について国、都、南多摩保健所、特措法に基づく指定(地方)公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。
- (6) 市の各部署は、市のBCPに基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。
- (7) 市の各部署は、市対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。

### 2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保【企画部、健康福祉部】

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

<sup>27</sup> 感染症の発生状況や拡大防止対策に関すること等について検討する。

<sup>28</sup> 特措法第22条第1項

## 第3節 対応期

### <目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### 3-1 基本となる実施体制の在り方【企画部、総務部、健康福祉部】

市は、都及び南多摩保健所と連携し、市内の感染状況について、収集した情報やリスク評価を踏まえて、影響を最小限に抑えるよう、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。日野市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、日野市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

なお、対策本部については、第3部第1章(市における危機管理体制)の記載内容を参照する。

#### 3-1-2 国による総合調整及び指示

- (1) 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う。
- (2) 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。
- (3) 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う<sup>29</sup>。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う<sup>30</sup>。なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く<sup>31</sup>。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する<sup>32</sup>。

<sup>29</sup> 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

<sup>30</sup> 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

<sup>31</sup> 感染症法第51条の5第2項

<sup>32</sup> 感染症法第51条の5第3項

### 3-1-3 都による総合調整

都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定(地方)公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う<sup>33</sup>。

都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、区市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う<sup>34</sup>。あわせて、都は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う<sup>35</sup>。

### 3-1-4 職員の派遣・応援・総合調整の要請

- (1) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する<sup>36</sup>。
- (2) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める。
- (3) 市は、市の区域を越える、又は発生地域全体に関わる新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、都に対し総合調整を行うよう要請する。
- (4) 市は、感染症対応に一定の知見を有し、感染者の入院等の要否の判断や入院調整、医療提供を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、都及び他区市町村に対し、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。

### 3-1-5 職員の派遣・応援への対応

- (1) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、他区市町村から特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>37</sup>を要請された場合、これに対応する<sup>38</sup>。
- (2) 市は、他区市町村から特定新型インフルエンザ等対策を実施するための応援の要請を受けた場合、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。

### 3-1-6 必要な財政上の措置

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

---

<sup>33</sup> 特措法第24条第1項

<sup>34</sup> 感染症法第63条の3第1項

<sup>35</sup> 感染症法第63条の4

<sup>36</sup> 特措法第26条の3第1項

<sup>37</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>38</sup> 特措法第26条の2第2項

## 3-2 対策本部の設置について【企画部、総務部、健康福祉部】

### 3-2-1 市対策本部の設置・開催等

- (1) 市は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置する。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- (2) 市は、市対策本部を設置後、速やかに市対策本部会議を開催し、市対策本部の名称、設置予定期間、構成員等を市議会に報告するとともに、公表する。  
なお、対策本部については、第3部第1章(市における危機管理体制)の記載内容を参照する。
- (3) 市は、緊急事態宣言及び市対策本部設置等について、市ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて市民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。
- (4) 市は、事態の推移に応じて必要となる要員を柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。
- (5) 市は、業務継続計画に基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。

## 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制【企画部、総務部、健康福祉部】

### 3-3-1 日野市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>39</sup>。なお、廃止後も必要に応じて関係部署間の連絡調整、情報共有は行うものとする。

---

<sup>39</sup> 特措法第25条

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有【企画部、総務部、健康福祉部】

##### 1-1-1 市における情報提供・共有について

- (1) 市は、都及び南多摩保健所と連携して、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語(やさしい日本語(にほんご)を含む。)や障がい者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>40</sup>。これらの取組等を通じ、都及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会全体に対する感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、都及び南多摩保健所と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子どもへの分かりやすい情報提供・共有を行う。
- (2) 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため市は、広報、市ホームページ、リーフレット及びSNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知するとともに、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

##### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者への偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する<sup>41</sup>。

<sup>40</sup> 特措法第13条第1項

<sup>41</sup> 特措法第13条第2項

### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- (1) 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>42</sup>の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発に努める。
- (2) 感染症に関して、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切な対処に努める。

### 1-1-4 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、情報提供・共有の体制整備として以下の取組を行う。

#### 1-1-4-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (1) 市は、都と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- (2) 市として情報を一体的・統合的に集約して提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。

### 1-1-5 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

---

<sup>42</sup> 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

## 第2節 初動期

### <目的>

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

### 2-1 情報提供・共有について【企画部、総務部、健康福祉部】

#### 2-1-1 市における情報提供・共有について

- (1) 市は、都と連携して、感染症の発生状況及び感染対策等について、市ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、市は、市が伝えたい情報等を市民等と正しく共有できるよう、分かりやすいメッセージを発信する。
- (2) その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- (3) 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、感染症対策の徹底などを呼び掛ける。
- (4) 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- (5) 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。
- (6) 市は、都が感染症の発生状況や留意すべき点をまとめた特設サイトを開設した際は、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、市民等への情報提供・共有を行う。
- (7) 市は、市や都の対応や発表した内容等について、市民等が分かりやすく入手できるようにするため、市ホームページに集約して掲載する。

#### 2-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- (1) 市は、都からの情報提供・共有の依頼を受けた場合は、その内容を市民等へ情報提供・共有する。
- (2) 市は、都と連携して、学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有する。
- (3) 市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

### 2-2 双方向のコミュニケーションの実施【企画部、健康福祉部】

- (1) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

### 2-3 偏見・差別、偽・誤情報への対応【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者への偏見・差別等は、許されるものではないことや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民等に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、都と連携して、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。
- (2) 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

## 第3節 対応期

### <目的>

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析(ウイルスの伝播(ば)性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集)及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び地域経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。特に対処期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

### 3-1 情報提供・共有について【企画部、総務部、健康福祉部】

#### 3-1-1 市における情報提供・共有について

- (1) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国や都等が示す科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- (2) 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて市長コメントを発表するなどし、予防策の徹底などを呼び掛ける。
- (3) 市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- (4) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、都と連携して、情報提供・共有を行う。

#### 3-1-2 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- (1) 市は、都が関係部局等の情報を集約の上、総覧できる特設サイトを開設した場合には、その周知に協力するとともに、特設サイトを活用しつつ、市民等への情報提供・共有を行う。
- (2) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、都と連携して、情報提供・共有を行う。

### 3-2 基本的方針【企画部、総務部、健康福祉部、各部】

#### 3-2-1 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

### 3-2-2 偏見・差別等及び偽・誤情報への対応

- (1) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者への偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、市民及び事業者に理解を求め、また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら、市民等に情報提供・共有する。
- (2) 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、国や都等が示す科学的知見等に基づく情報を市民等に提供・共有する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施については国及び都と緊密に連携し、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、都が整備する相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- (2) 公共交通機関については、都が周知する運行に当たっての留意事項等を踏まえつつ、適切な運送を図る観点から、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等を行うことが想定される。

### 第2節 初動期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### 2-1 市でのまん延防止対策の準備【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 都及び南多摩保健所は、国と相互に連携し、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国と相互に連携し、適切に対応する。
- (2) 市は、国及び都からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### <目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び地域経済への影響も十分考慮する。また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び地域経済への影響の軽減を図る。

### 3-1 市民等への要請【企画部、総務部、健康福祉部、産業スポーツ部、各部】

#### 3-1-1 基本的な感染対策に係る要請等

市は、都の取組状況等を踏まえ、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を要請する。

### 3-2 事業者や学校等への要請【企画部、総務部、健康福祉部、産業スポーツ部、教育委員会、各部】

#### 3-2-1 営業時間の変更や休業要請等

都が緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者への施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等を要請した場合は、これに協力するように努める。

### 3-3 学校等における対応【企画部、総務部、健康福祉部、子ども部、教育委員会】

#### 3-3-1 市立学校

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時には、「学校健康危機管理マニュアル」に基づき、学校医や南多摩保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。
- (2) 新型インフルエンザ等の疑い又はより患っていると診断された児童・生徒への対応については、南多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。
- (3) 患者等の集団発生がみられた場合は、南多摩保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)などの措置を講ずる。
- (4) 市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

#### 3-3-2 私立学校

- (1) 都は各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。
- (2) 都は患者との接触者が関係する地域の学校について、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請する。さらに、感染が拡大し、市内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じて臨時休業の検討について要請する。

### 3-3-3 社会福祉施設等

都は各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

【対策の強度に関するイメージ】

強

弱

2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	<p>(1) 外出等に係る要請</p> <p>(2) 基本的な感染対策に係る要請等</p> <p>(3) 退避・渡航中止の勧告等</p>	<p>③ 都道府県間の移動の自粛要請</p> <p>② 営業時間の変更に係る要請に 営業時間外に営業が行われている場 所にみだりに出入りしないことの要請</p> <p>① 外出自粛要請</p>
3. 事業者や学校等に対する要請	<p>(1) 休業要請や営業時間の変更等</p> <p>(2) まん延防止等の措置の要請</p> <p>(3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等</p> <p>(4) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る施設名の公表等</p> <p>(5) その他の事業者に対する要請</p> <p>(6) 学級閉鎖・休校等の要請</p>	<p>① 基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等)</p> <p>② 感染拡大につながる場面の制限(人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等)</p> <p>○ 退避・渡航中止の勧告等</p> <p>○ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</p> <p>(ア) 入場者の感染防止のための整理及び誘導</p> <p>(イ) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止</p> <p>(ウ) 手指の消毒設備の設備</p> <p>(エ) 事業所・施設の消毒</p> <p>(カ) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</p> <p>(キ) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</p> <p>② 営業時間の要請等</p> <p>① 施設の使用制限や休業要請等</p>
		<p>① まん延防止等重点措置に係る命令</p> <p>② 緊急事態措置に係る命令</p> <p>① まん延防止等重点措置に係る公表</p> <p>② 緊急事態措置に係る公表</p> <p>③ イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等</p> <p>④ 出張の延期・中止の勧告</p> <p>⑤ 事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の実施</p> <p>○ 学級閉鎖・休校等の要請</p> <p>○ 減便等の要請</p>

出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止に関するガイドライン)

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都ほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1 ワクチンの接種に必要な資材【健康福祉部】

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧計等</li> <li>・静脈路確保用品</li> <li>・輸液セット</li> <li>・生理食塩水</li> <li>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2 接種体制の構築【企画部、総務部、健康福祉部、教育委員会】

### 1-2-1 接種体制

市は、日野市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-2-2 特定接種

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- (2) 特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、国に人数を報告する。

### 1-2-3 住民接種

平時から以下(1)から(3)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (1) 市は、国等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>43</sup>。
  - ア 市は、住民接種については、国及び都の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、日野市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
    - a 接種対象者数
    - b 地方公共団体の人員体制の確保
    - c 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
    - d 接種場所の確保(医療機関、保健センター、学校など公的な施設等)及び運営方法の策定
    - e 接種に必要な資材等の確保
    - f 国、都及び市間や、日野市医師会等の関係団体への連絡体制の構築
    - g 接種に関する市民への周知方法の策定
  - イ 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は都の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

---

<sup>43</sup> 予防接種法第6条第3項

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種・個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、日野市医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、日野市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。

エ 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、日野市医師会等と委託契約を締結し、日野市医師会等が運営を行うことも可能である。

- (2) 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (3) 市は、速やかに接種できるよう、日野市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

### 1-3 情報提供・共有【企画部、総務部、健康福祉部、教育委員会】

#### 1-3-1 市民への対応

市は、被接種者やその保護者(小児の場合)等に予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国や都が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について市ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

#### 1-3-2 市における対応

市は都の支援を活用し、定期の予防接種の実施主体として、日野市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

#### 1-3-3 衛生部署以外の分野との連携

市は、医療関係者及び市保健衛生担当部署のみならず、全庁の各部署が連携し、予防接種施策の推進に努める。

### 1-4 DXの推進【企画部、健康福祉部、市民部】

- (1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- (3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### <目的>

市は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

### 2-1 接種体制【企画部、総務部、健康福祉部】

#### 2-1-1 接種体制の構築

市は、関係機関と協力して、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### 2-1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、本章第1節(準備期)1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

#### 2-1-3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、都及び市は、日野市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて日野市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### 2-1-4 住民接種

- (1) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- (2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- (3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、市健康福祉部と他部が連携し行うこと(調整を要する施設等及びその被接種者数の取りまとめ、接種に係る日野市医師会等の調整等)が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は日野市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- (5) 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、日野市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせ

て、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、生活・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、都においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。

- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は都の介護保険部局等、日野市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- (7) 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- (8) 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- (9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ日野市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、日野市医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、日野市医師会等から一定程度持参してもらう等、事前に検討を行う。

また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下の表3が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- (10) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守すること。
- (11) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

## 第3節 対応期

### <目的>

市は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が都内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

### 3-1 ワクチンや必要な資材の供給【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章1節1-2を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者への聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

### 3-2 接種体制【企画部、総務部、健康福祉部、市民部】

- (1) 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

#### 3-2-1 特定接種

##### 3-2-1-1 市職員への特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合<sup>44</sup>において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 3-2-2 住民接種

##### 3-2-2-1 予防接種体制の構築

- (1) 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (2) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

<sup>44</sup> 特措法第28条

- (3) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。
- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者へのワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を行う。
- (6) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の健康福祉部等、日野市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- (1) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (2) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (3) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

#### 3-2-2-3 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて生活・保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、健康福祉部や日野市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4 接種記録の管理

国、都及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-3 健康被害救済【健康福祉部】

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

### 3-4 情報提供・共有【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- (2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

#### 3-4-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

#### 3-4-2 住民接種に係る対応

- (1) 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- (2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - ・新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - ・ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - ・ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - ・平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- (3) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
  - ・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - ・接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### <目的>

市は、東京都が構築する感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制の整備、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を活用し、有事に南多摩保健所や東京都健康安全研究センター等がその機能を果たすことができるように協力する。

さらに、市は、感染症対策の広域的な調整役を担う南多摩保健所を通じて、医療提供体制の把握、関係機関への技術的助言、感染症の発生動向等に関する情報を必要に応じて収集する。また、市は、南多摩保健所との連携を一層強化し、必要な情報の共有と円滑な対応に努める。

加えて、市は南多摩保健所に対して、南多摩保健所管内における必要な情報の提供を依頼するとともに、南多摩保健所の調整のもと、国及び東京都からの情報とあわせて、必要に応じて管内各市と連携を図りながら、地域の状況に応じた的確な対応を図る。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

市は、第1章及び第2章も踏まえ、職員への研修・訓練を通じた対応力向上を図るとともに、市民等への情報提供・共有を行う。

#### 1-1 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、平時から、市職員を対象として、積極的疫学調査その他の感染症対策業務に関する知識の習得や対応能力の向上を図るため、都及び南多摩保健所が実施する研修・訓練等を活用し、市全体における感染症発生時の対応力向上を図る。さらに、平時から南多摩保健所と対面やWEBで実施する会議や研修・訓練を通じて、連携体制を構築するとともに、情報共有の方法や緊急連絡先の確認など、準備を進めておく。
- (2) 市は、感染症対策を実施するに当たっては、感染症対策部門等と施設所管部門が連携し、平時から高齢者施設及び障害者施設等における感染対策に係る研修等を実施する。
- (3) 市の施設所管部門は、施設が行う研修や訓練に対する支援・協力を行うとともに、平時から施設の感染症対策について適切な指導や助言が行える体制を整備する。また、保健所は必要に応じてこれに対して支援・協力を行う。
- (4) 南多摩保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、全体的な統括意識や広域的視点に基づき、管内の関係機関等への感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。南多摩保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。これらについて、市は必要に応じ連携、協力する。

## 1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者への偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、必要に応じて都及び南多摩保健所等と連携し、周知啓発に努める。
- (2) 市は、都及び南多摩保健所等と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚・聴覚等に障がいのある者等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。
- (3) 南多摩保健所は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

## 第2節 初動期

### <目的>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市が定める予防計画に基づき、迅速に対応できるようにする。

### 2-1 市民への情報提供・共有の開始【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、都及び南多摩保健所と協力し、市民の不安や混乱を最小限に抑制できるよう、国が設置した情報提供・共有のための市ホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンターの設置等を通じて、市民への速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

## 第3節 対応期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市が定める予防計画並びに医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、都から求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

### 3-1 都との情報共有及び都による相談対応【企画部、総務部、健康福祉部】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を都及び南多摩保健所と共有する<sup>45</sup>。
- (2) 感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を

<sup>45</sup> 感染症法第16条第2項及び第3項

踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげることを目的に、都が設置する有症状者等からの相談に対応する相談センターに関する周知を実施し、市民の相談対応等に活用する。

### 3-2 健康観察及び生活支援

- (1) 市は、都が実施する健康観察に協力する。
- (2) 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する<sup>46</sup>。

### 3-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- (1) 市は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国及び都と連携し、集積した情報を分析の上、効果的に情報発信を行う。
- (2) 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- (3) 市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、国及び都と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

---

<sup>46</sup> 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>47</sup>【企画部、総務部、産業スポーツ部、健康福祉部、市立病院】

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>48</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>49</sup>。
- (2) 市は個人防護具について国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- (3) 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう市立病院及び消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

#### 1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等【企画部、健康福祉部】

- (1) 市は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。なお、市は、感染症まん延時に医療現場で個人防護具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。
- (2) 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。都は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。
- (3) 市は、協定締結医療機関に対して、各施設における実情を踏まえ、国が定める品目・水準にかかわらず必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。
- (4) 市は、協定を締結していない医療機関等に対しても、施設内感染等の発生などの状況に備え必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- (5) 市は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

<sup>47</sup> ワクチン、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>48</sup> 特措法第10条

<sup>49</sup> 特措法第11条

## 第2節 初動期

### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、市は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認【健康福祉部】

市は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。

### 2-2 円滑な供給に向けた準備【健康福祉部】

- (1) 市は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
- (2) 市は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や都からの供出状況を確認し、協定締結医療機関において不足するおそれのある場合等には、行政備蓄から必要な个人防护具を供出する準備等を行う。

## 第3節 対応期

### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、市は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

### 3-1 不足物資の供給等適正化【企画部、総務部、産業スポーツ部、健康福祉部、各部】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や都、他の地方公共団体、指定(地方)公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等、必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 1-1 情報共有体制の整備【企画部、総務部、健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備【企画部、産業スポーツ部、健康福祉部】

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3 物資及び資材の備蓄<sup>50</sup>【企画部、総務部、産業スポーツ部、健康福祉部】

(1) 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>51</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4 生活支援を要する者への支援等の準備【企画部、健康福祉部】

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

<sup>50</sup> ワクチン、治療薬、検査物資や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>51</sup> 特措法第10条

### 1-5 火葬体制の構築【企画部、環境共生部、市民部】

市は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部等の関係機関との調整を行うものとする。

### 1-6 その他必要な体制の整備【企画部、総務部、環境共生部、市民部、各部】

市は、国、都及び近隣市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても、都が整備するガイドラインに沿って廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図る。

## 第2節 初動期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国の情報や発生状況、市の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

### 2-1 市民生活への配慮【企画部、総務部、産業スポーツ部、まちづくり部、環境共生部、各部】

- (1) 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。
- (2) 市は、市立・市営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び都が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。
- (3) 市は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。
- (4) 市は、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を依頼する。
- (5) 市は、市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防・地域住民と連携して防犯活動を維持する。

### 2-2 遺体の火葬・安置【企画部、総務部、産業スポーツ部、まちづくり部、環境共生部、健康福祉部、各部】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者への備えとして、市内の火葬場の経営者・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。
- (2) 市は、受入体制を迅速に確保・強化する準備を行うとともに、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

- (3) 市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
- (4) 市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、市有施設を使用する準備を行う。
- (5) 市は、一時的に遺体を安置する施設として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。

### 2-3 その他必要な体制の整備【環境共生部】

市(クリーンセンター)は、都及び浅川清流環境組合と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。

## 第3節 対応期

### <目的>

準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応【企画部、総務部、産業スポーツ部、健康福祉部、子ども部、教育委員会】

#### 3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

#### 3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>52</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### 3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (2) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速か

<sup>52</sup> 特措法第45条第2項

つ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- (3) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (4) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>53</sup>。

### 3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- (1) 市は、都を通じて国からの要請を受けた場合、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (2) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- (3) 市は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- (4) 市は、都を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (5) あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- (6) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- (7) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例<sup>54</sup>に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応【企画部、産業スポーツ部、まちづくり部、環境共生部】

### 3-2-1 事業者への支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる<sup>55</sup>。

<sup>53</sup> 特措法第59条

<sup>54</sup> 特措法第56条

<sup>55</sup> 特措法第63条の2第1項

### 3-2-2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

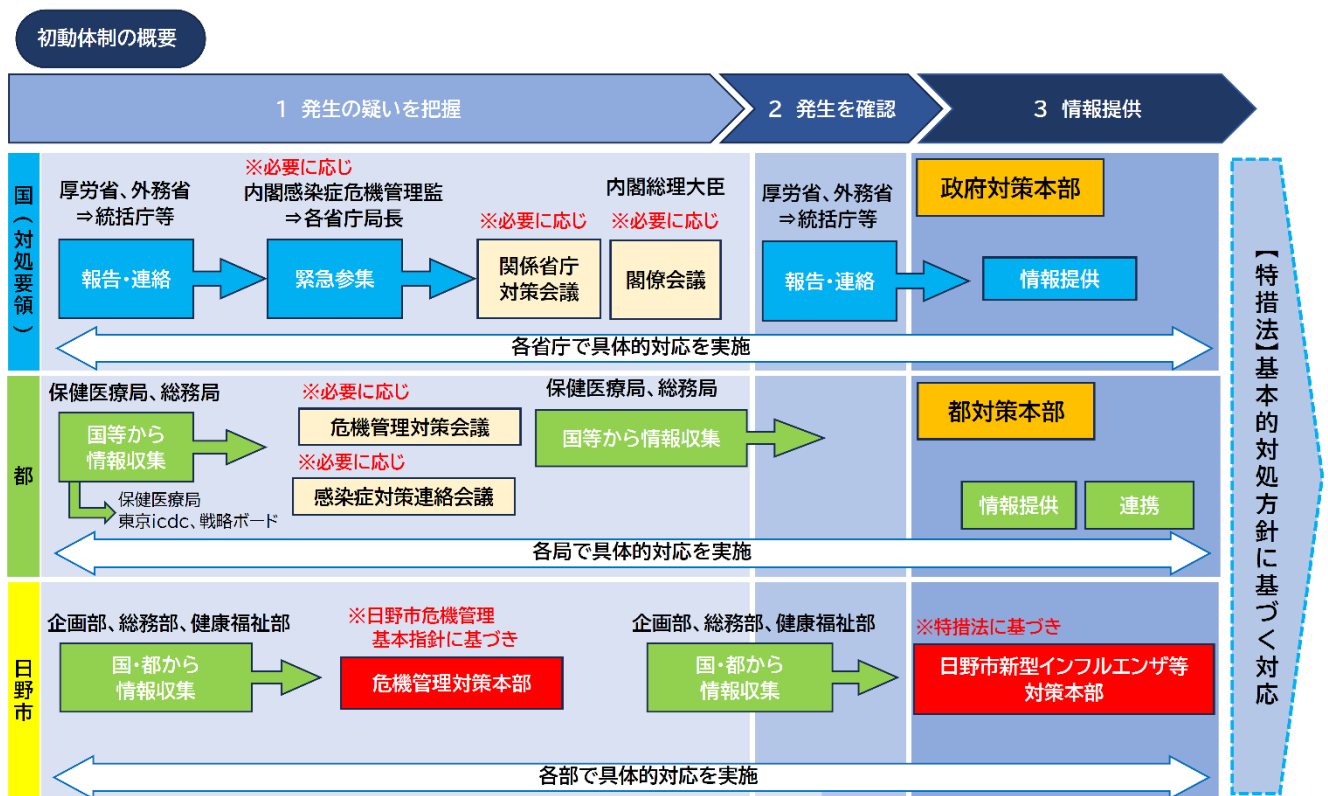
市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。

# 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

## 第1章 市における危機管理体制

### 1 市の初動対応

市は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国及び都や関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、日野市危機管理基本指針の定めた手順により直ちに日野市役所一体となった初動体制を立ち上げる。市は、市民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、本行動計画及び政府の「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき市対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。



### 2 市対策本部の概要

特措法により政府対策本部及び都対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。市対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、都対策本部長から市対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する調整を行うよう要請があった場合には、市対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の調整を行う。

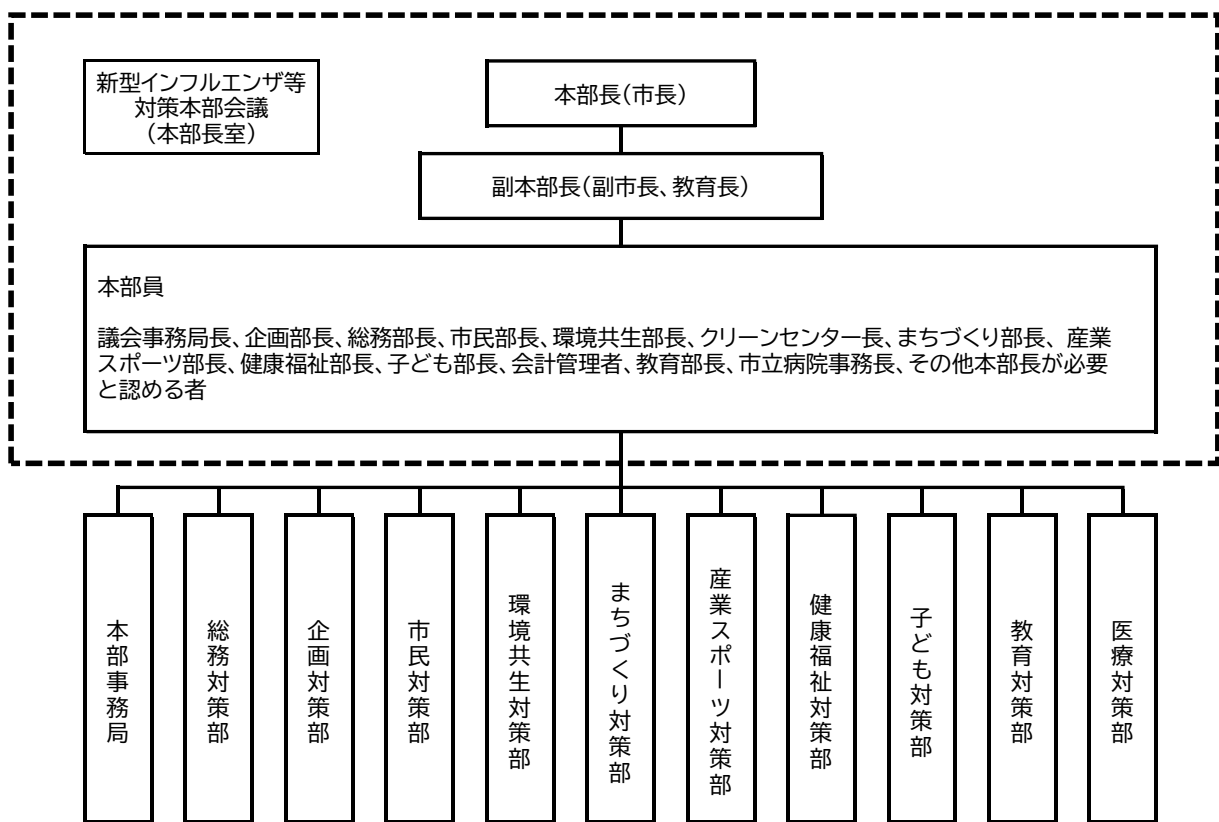
### 3 市対策本部の構成

#### (1) 組織及び職員

- ・本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・副本部長は副市長・教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・本部員は、本部を構成する部長、危機管理監及び危機管理副監をもって充てる。
- ・本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

(2) 市対策本部会議・本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

(3) 本部連絡員調整会議・危機管理監は、必要があると認めたときに調整会議を招集する。



#### 4 市対策本部各部の分掌事務

部の名称	分掌
本部事務局	
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部の庶務に関する事。</li> <li>・現地連絡調整所に関する事。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・国、都等との連絡調整(危機管理分野に限る。)に関する事。</li> <li>・情報等の収集及び提供に関する事。</li> <li>・相談体制の整備、調整及び運営に関する事。</li> <li>・社会活動及び事業活動の自粛の要請又は命令に関する事。</li> <li>・本庁舎の入庁管理に関する事。</li> <li>・職員の感染予防等に関する事。</li> <li>・職員の予防接種(特定接種に限る。)の実施に関する事。</li> <li>・登録事業者の予防接種(特定接種に限る。)の連絡調整に関する事。</li> <li>・職員の動員及び給与に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> <li>・市営住宅等の維持管理に関する事。</li> </ul>
企画対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報及び広聴に関する事。</li> <li>・写真等による情報の収集及び記録に関する事。</li> <li>・報道機関との連絡及び放送要請に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の対策に係る各部のデジタル技術の利活用に係る支援に関する事。</li> <li>・基盤システムの維持に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> <li>・その他特命に関する事。</li> </ul>
市民対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の基幹業務システムの維持管理に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> </ul>
環境共生対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源の使用抑制に関する事。</li> <li>・ごみの排出抑制に関する事。</li> <li>・クリーンセンターの運営の維持に関する事。</li> <li>・野生鳥獣の監視に関する事。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。</li> <li>・所管する火葬場の運営の維持に関する事。</li> <li>・道路、河川及び公園の維持管理に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動の維持に関すること。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> <li>・下水道機能の維持に関すること。</li> </ul>
まちづくり対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が施行する市街地整備事業等に係る工事の安全管理に関すること。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ul>
産業スポーツ対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ul>
健康福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関すること(保健医療分野に限る。)</li> <li>・感染予防策の広報に関すること(保健医療分野に限る。)</li> <li>・市民、医療機関等からの相談に関すること(保健医療分野に限る。)</li> <li>・患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告入院及び患者の移送等に関すること。</li> <li>・医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関すること。</li> <li>・予防接種に係る連絡調整及び技術的助言に関すること(他の部に属するものを除く。)</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。</li> <li>・国及び都との連絡調整(保健医療分野に限る。)に関すること。</li> <li>・遺体の検案に関すること。</li> <li>・遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。</li> <li>・地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関すること。</li> <li>・市民生活の安全安心に関すること。</li> <li>・社会福祉施設等における感染防止等に関すること。</li> <li>・高齢者、障害者等の支援に関すること。</li> <li>・食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ul>
子ども対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児、妊産婦等の支援に関すること。</li> <li>・子育て関連施設・児童福祉施設等における感染防止等に関すること。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ul>
教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立学校の感染予防等に関すること。</li> <li>・東京都教育委員会との連携に関すること。</li> <li>・教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。</li> </ul>

	と。
医療対策部 (市立病院)	・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと。
会計管理者	・新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び 保管に関すること。 ・支払資金の把握及び確保に関すること。 ・財務会計システムの維持に関すること。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと。
選挙管理委員会事務局	・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと。
監査委員事務局	・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと。
農業委員会事務局	・家畜伝染病のまん延防止に関すること。 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと。

注:東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則別表第1に改正があった場合は、当該改正後の別表のとおりとする

## 第2章 市政機能の維持

### 1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

区分	考え方	主な業務(例示)
A 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、保健医療など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供
B 継続業務	①市民の生命を守るための業務 ②都市機能の維持に係る業務 ③市政業務維持のための基盤業務	①病院、入所施設など ②道路、上下水道など ③通信、各種システムの維持
C 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止して工夫して実施する業務	①許認可、届出、交付、窓口相談業務など
D 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①学校、集客施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査・一般工事など

通常業務 100% (職員)

職員 60%

### 2 各部の事業継続と応援体制

各部は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各部においてBCPや対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。また、保健医療部門において、人員が不足する部に対しては、本部体制の下、各部のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。応援を要請する部は、応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル(仮称)」を作成する。専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当する。

### 3 各事業継続のための各対策部の主な業務区分

#### 議会事務局

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
議会事務局	新規	A	(新型インフルエンザ等に関する)市議会との連絡調整に関する こと	2
	通常	B	議員の身分資格得失及び議員報酬等に関する こと	1
		B	本会議の運営に関する こと	3
		B	議案及び請願、陳情等の受理並びに審査の 処理に関すること	2
		B	会議の議決事項の処理に関する こと	2
		B	政務活動費に関する こと	1
		C	議員共済並びに議員の福利厚生に関する こと	1
		C	委員会(議会運営委員会含む)及びその他 諸会議に関すること	2
		C	会議録、委員会録の調製及び保存に関する こと	2
		C	会議録検索システムに関する こと	2
		C	議会のインターネット中継に関する こと	2
		C	議会に関する各種資料の調査収集、 その他調査及び統計資料の作成に関する こと	1
		C	叙勲・表彰に関する こと	1
		C	議長公務に関する こと	1
		C	議会事務局の庶務に関する こと	1
		C	市議会報に関する こと	1
D	行政調査に関する こと	0		

## 企画対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
企画経営課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	2
	通常	B	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱及び 総合教育会議に関すること。	2
		C	市政の基本的施策の企画及び総合調整に関すること。	1
		C	庁議及び部課長会議に関すること。	1
		C	他の部課に属さない渉外に関すること。	1
		C	市の境界及び廃置分合に関すること。	1
		C	指定管理者制度に係る指針の運用管理に関すること。	1
		C	検査に関すること。	1
		C	部及び課の庶務に関すること	1
		D	基本構想、基本計画、戦略及び実施計画に関すること。	0
		D	合併に関すること。	0
		D	共創に関すること。	0
		D	特命事項の調査及び調整に関すること。	0
		D	一般質問・代表質問等の調整に関すること。	0
		D	行財政改革に関すること。	0
		D	行政評価に関すること	0
		D	内部統制の推進及び評価に関すること。	0
		D	手数料・使用料等に係る指針の運用管理に関すること。	0
		D	事務効率化等の改善指導に関すること。	0
		D	組織機構及び事務分掌に関すること。	0
財政課	新規	A	新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関する こと	1
	通常	B	予備費対応業務	1
		B	臨時国会などを想定した補正予算編成及び議会对応業務	1
		B	財務会計システム	1
		C	補正予算編成	1
		C	当初予算編成	1
		C	起債償還事務	1
		C	財政再建関係事務	1
		C	普通交付税事務	1
		C	特別交付税事務	1
		C	財政健全化指標	1
	通常	C	主要な施策の成果	1
		D	収益事業事務局(競輪・競艇)	0

財政課	通常	D	決算統計事務	0
		D	財政事情調べ	0
		D	広報事務	0
		D	事業別コスト計算書	0
		D	財務諸表作成	0
市長公室 (広報担当)	新規	A	新型インフルエンザ等の対策に係る報道に関すること	2
		A	新型インフルエンザ等の対策に係る情報提供に関すること	2
	通常	B	朗読広報・点字広報発行業務	2
		B	市ホームページ承認・更新業務	1
		C	広報ひの発行業務(新型インフルエンザ関連情報を除く)	2
		C	市ホームページ作成・掲載業務(新型インフルエンザ関連情報を除く)	1
		C	SNS 発信業務(新型インフルエンザ関連情報を除く)	1
		C	市政報道、報道機関との連絡業務(新型インフルエンザ関連情報を除く)	1
		C	本庁舎デジタルサイネージ(新型インフルエンザ関連情報を除く)	1
		C	備品管理(カメラなど)	1
		D	資料収集	0
		D	イオンデジタルサイネージ掲載希望調整	0
		D	七生支所モニター掲載希望調整	0
市長公室 (秘書担当)	通常	C	市長及び副市長の秘書業務	2
		C	市長車運転業務	1
		C	渉外、交際等に関すること	1
市長公室 (市民相談担当)	通常	B	窓口業務(一般相談を含む)	2
		B	市政にひとこと(ハガキ・Eメール)	2
		C	陳情及び苦情の受付、調査、回答等に関すること	1
		C	特別相談	1
		C	市民の声	1
		C	情報公開	1
		C	請願処理状況報告書	1
		C	行政相談委員活動	1
		C	市民相談の記録等	1
		C	市民相談担当庶務	1
		D	庁内インフォメーション業務	0
		D	市長相談	0
		D	総合市民相談	0
平和と人権課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	2
		B	多摩平の森ふれあい館の管理運営	2
	通常	C	予算執行	1

平和と人権課	通常	C	その他予算管理、予算編成、契約行為	1
		C	国際交流協会補助金	1
		C	女性相談	1
		C	人権事務	1
		C	人権擁護委員活動	1
		D	男女平等行動計画評価	0
		D	男女平等推進啓発事業(講演会、フォーラム、学習講座)	0
		D	男女平等啓発事業(情報提供、啓発物発行)	0
		D	男女平等推進委員会	0
		D	男女平等行動計画策定	0
		D	その他庶務	0
		D	平和事業	0
		D	外国人受入環境整備事業補助金	0
		D	レッドランズ姉妹都市協会補助金交付及び受け入れ調整	0
		D	JICA	0
		D	制度案内等翻訳業務	0
		D	子ども達からの人権メッセージ発表会	0
		D	憲法記念日行事講演会	0
地域協働課	新規	A	自治会等へのインフルエンザ等に関する情報提供	2
	通常	B	生活・保健センターの管理運営	2
		C	自治会活動の支援	3
		C	消費生活相談事業	3
		C	課の庶務に関すること	2
		C	広報板の設置及び管理	2
		C	消費者啓発事業	2
		D	生活・保健センター(貸館)の管理運営	0
		D	東部会館の管理運営	0
		D	交流センターの整備・運営・管理	0
		D	地区センターの整備・運営・管理	0
		D	百草台コミュニティセンターの管理運営	0
		D	平山台健康・市民支援センターの管理運営	0
		D	消費者団体支援	0
		D	NPOの支援	0
		D	市民フェアの事務局	0
		D	ひの市民活動支援センターの管理運営	0
		情報政策課	新規	A
A	外部施設新設によるネットワークの敷設作業			3
通常	B		ネットワーク維持管理	2
	B		システム(サーバ)維持管理	2

情報政策課	通常	B	庁内情報サービス関係業務	2
		B	情報セキュリティ業務	2
		B	ホームページサポート業務	2
		C	住民情報システムサポート業務	2
		C	マイナンバー関連業務	2
		C	一人一台PCの維持管理	2
		D	文書管理システム運用	0
		D	財務会計システム運用	0
		D	人事給与・庶務事務システム運用	0
		D	IT 機器等障害対応	0
		D	GIS サポート	0
		D	電子申請業務	0
		D	ICT 関連予算協議	0
		D	共同運営協議会	0
		D	多摩地域市町村情報システム研究協議会	0
		D	OA研修業務	0
		D	DX 推進計画	0
		D	OA調査回答	0
D	各課システム導入等にとまなう支援業務	0		

総務対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
総務課	新規	A	新型インフルエンザ対策本部事務局としての業務	2
		A	情報等の収集・提供及び記録に関すること	2
		A	相談体制の整備、調整及び運営に関すること	2
		A	新型インフルエンザ等の対策に関連する契約事務	1
		A	社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること	1
	通常	B	郵送事務	1
		C	新年度準備行為事務(期間限定 2月～3月)	2
		C	契約事務(工事)	2
		C	契約事務(物品・印刷・修繕)	2
		C	契約事務(委託・賃貸借)	2
		C	入札参加資格登録事務	2
		C	指名業者選定委員会事務	2
		C	公告・告示事務	1
		C	私立・専修各種学校事務	1
		C	文書管理	1
		C	危機管理	1
		C	支出事務	1
		C	情報公開、個人情報保護	1
		C	公印管理	1
		C	庁外通知文による 調査回答	1
		D	事務報告書作成	0
		D	東京市町村総合事務組合	0
		D	ファクシミリ管理	0
		D	都庁交換便	0
		D	市内交換便	0
		D	マイクロフィルム管理	0
		D	日野市表彰式	0
		D	統計業務	0
		D	文書引継ぎ	0
		D	賀詞交歓会	0
D	叙位・叙勲・東京都表彰	0		
D	保護司会	0		
D	自衛隊募集事務	0		
D	LGWAN登録分局	0		
D	有償刊行物頒布手続	0		

職員課	新規	A	出勤各課の職員数の把握と対策本部への報告	1
		A	継続する業務への職員投入に対する作業指示	1
		A	職員の感染予防に関すること	1
		A	職員の予防接種(特定接種に限る)に関すること	1
	通常	B	相談体制の整備(保健師、看護師等の有資格者職員を活用して全庁的な相談体制の準備(健康課、職員課、関係各課)	4
		B	例月給与・期末勤勉手当の支給関係	4
		B	共済掛金、負担金管理	4
		B	保険証関係	4
		B	共済短期給付関係	4
		C	職員の公務災害補償に関すること	2
		C	被服貸与	2
		C	会計年度任用職員任用・服務	2
		C	委託料・賃借料の例月支払	2
		D	人事異動・職員配置関連(机・ロッカー配置含む)	0
		D	退職金計算	0
		D	人事・給与システム履歴管理(新入職員)	0
		D	人事・給与システム履歴管理(退職関係)	0
		D	人事・給与システム履歴管理(所属関係)	0
		D	共済貯金	0
		D	共済年金関係	0
		D	共済貸付	0
		D	互助会運営事務	0
		D	産休、育児休業、病休者の管理に関する業務	0
		D	年末調整(扶養控除)	0
		D	年末調整(保険料控除)	0
		D	年末調整(住宅取得控除)	0
		D	給与支払報告書	0
		D	源泉徴収票発行	0
		D	在職証明書作成	0
		D	予算管理・決算に伴う事務(人件費含む)	0
		D	訴訟事務	0
		D	児童手当給付	0
D	処分事務	0		
D	条例・規則改正	0		
D	服務(通知等)	0		
D	会計年度任用職員の休暇処理	0		
D	職務免除の許可等	0		
D	健康相談(産業医)	0		
D	外部相談窓口	0		

職員課	通常	D	採用試験	0
		D	昇任試験	0
		D	任用替試験	0
		D	人事評価実施	0
		D	昇給	0
		D	健康診断・特定保健指導	0
		D	自己申告実施	0
		D	派遣に伴う事務	0
		D	共済議員(市長)関係	0
		D	各種調査(定員管理・退職・各市等)	0
		D	給与制度・給与公表	0
		D	給与実態調査	0
		D	扶養実態調査	0
		D	労働安全衛生・ハラスメント対策	0
		D	時間外勤務の実績管理	0
		D	研修	0
		D	次世代育成支援推進	0
		D	福利厚生連絡協議会	0
		D	多様な職員の育成に関すること	0
財産管理課	新規	A	本庁舎の感染拡大防止対策に関すること	3
		A	本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること	2
	通常	B	本庁舎の維持管理に関すること	3
		B	夜間・休日の本庁舎代表電話交換に関すること	2
		B	金員・物品寄附相談対応	1
		B	車両の調達に関すること	1
		B	庁用車維持管理(整備・車検・修繕・高速道路料金管理)	1
		B	庁用車事故処理対応	2
		B	包括保険契約関連業務	1
		B	市営住宅の維持管理(施設・設備)、修繕に関すること	2
		B	土地の契約・決済	1
		B	公有地拡大推進法・国土利用計画法届出事務	1
		B	土地開発公社(資産台帳管理、財務会計管理、予算決算、理事会運営、庶務)	1
		B	公有財産境界確定に関すること	2
		B	土地、建物管理業務(交換・取得・寄附行為、登記)	1
		B	普通財産行政財産使用許可	1
		B	公共用地駐車場使用料に関すること	1
		C	庁用車(貸出業務、新規導入、廃棄、自転車管理)	1
		C	安全運転管理講習・ドライブレコーダー管理	1
		C	マイクロバス運行管理	1

財産管理課	通常	C	建物損害保険事務	1
		C	市営住宅(収入申告・収入認定・家賃決定)	1
		C	市営住宅(空き室募集・抽選・資格審査・契約・精算)	2
		C	市営住宅(同居承認・使用承継・世帯員変更)	1
		C	市営住宅(家賃収納・滞納整理、明け渡し請求)	2
		C	シルバーピア管理人(募集・抽選・資格審査)	1
		C	市営住宅駐車場(管理、収納・滞納整理)	1
		C	都営住宅(空き室募集・抽選・資格審査)	2
		C	公営住宅管理システム維持管理	1
		C	自販機等電気料徴収	1
		C	土地建物以外の財産管理	1
		C	土地売払の協議(法定外公共物等)	1
		C	財産価格審議会	2
		C	土地開発公社保有地維持管理、貸し借り	1
		C	公有財産土地建物維持管理に関すること	2
		C	公有財産土地建物貸し借りに関すること	1
		C	財産管理課庶務全般	1
		D	市営住宅管理審議会	0
		D	土地のPR	0
		D	土地の調査	0
D	土地・建物寄附相談対応	0		
建築営繕課	新規	A	感染症等への工事現場対応状況の確認・調整に関すること	2
		A	市有建築物の感染症等対策における環境整備に関すること	2
	通常	C	市有建築物工事・修繕発注業務	5
		C	市有建築物工事・修繕監理業務	5
		C	市有建築物工事・修繕しゅん工手続き業務	5
		C	市有建築物設計業務委託発注業務	4
		C	市有建築物設計業務委託現場(担当)調整、完了手続き業務	4
		C	施設管理者への技術支援業務	2
		C	建築営繕課庶務全般	1
		D	市有建築物設計業務	0
		D	市有建築物予算見積業務	0
		D	市有建築物予算見積査定業務	0
		D	建築計画、設備計画の検討(施設所管課計画立案サポート業務)	0
		D	市有建築物の状況(不具合)調査	0
政策法務課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生に伴う緊急的な議案、例規改正等の対応(他の部課の応援に関すること)	1
	通常	C	訴訟進行管理	1
		C	議会招集、議案書送付	1

政策法務課	通常	C	法制(条例等審査、公布)	1
		C	支出事務	1
		C	公告式	1
		C	情報公開、個人情報保護(審査会)	1
		C	固定資産評価委員会	1
		C	審査請求事務	1
		C	新年度準備行為事務(期間限定 2月~3月)	1
		C	内部通報等事務	1
		D	行政手続指導相談	0
		D	庁外通知文による 調査回答	0
		D	行政法律相談	0
D	消耗品、備品管理	0		
防災安全課	新規	A	緊急通信システムの運用(市防災行政無線、東京都防災無線、気象観測装置、Jアラート、DIS、防災メール、Em-net等)に関すること	2
	通常	B	消防団事務局に関すること	2
		C	罹災証明書の発行に関すること	2
		C	日野市災害対策本部に関すること(災害対応等)	2
		C	自主防災組織に関すること	2
		C	災害見舞金に関すること	2
		C	車両(消防車両、防災活動車、起震車)に関すること	2
		C	消防施設の維持管理(防火水槽の設置、消火栓の設置・管理、消火器の設置・処分・管理)に関すること	2
		C	通信システムの維持管理に関すること	2
		C	常備消防(日野消防署との連携)に関すること	2
		C	防災備蓄に関すること(備蓄品の整備、備蓄倉庫の設置)	2
		C	地域防災計画に基づく業務(地域防災計画の見直し・協定に関する業務・各種マニュアルの作成等)に関すること	2
		C	防災会議に関すること	2
		C	梅が丘特殊地下壕に関すること	2
		C	被災者生活再建支援システムの運用について	2
		C	防災情報センターの維持管理に関すること	2
		C	自主防犯組織に関すること	2
		C	国民保護計画に関すること	2
		C	生活安全協議会に関すること	2
		C	交通災害共済に関すること	2
C	市内安全パトロールに関すること	2		
C	街頭防犯カメラの整備・運用に関すること	1		
D	交通安全及び防犯のイベント(地域安全のつどい、交通安全市民のつどい等)に関すること	0		
D	各種防犯及び交通安全のキャンペーンに関すること	0		
D	地域の防災・防犯講話及び交通安全講習会に関すること	0		

防災安全課	通常	D	暴力団排除に関する事	0
		D	災害用井戸に関する事	0
		D	AEDに関する事	0
		D	避難所等看板の整備に関する事	0
		D	危機管理啓発講演会に関する事	0
		D	訓練(総合防災訓練、合同水防訓練、地域別訓練、災害図上訓練)に関する事	0

市民対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
市民窓口課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	2
	通常	B	死亡届・出生届の戸籍受付事務(窓口他)	5
		B	埋火葬許可証交付事務	5
		B	火葬場使用承認書発行事務	5
		C	戸籍記載事務(電算入力)	5
		C	戸籍審査事務(決裁・編製)	5
		C	戸籍人口動態事務(保健所通知)	5
		C	民刑事項に関する事務	5
		C	死亡届・出生届以外の戸籍受付事務(窓口他)	5
		C	改葬許可証の交付	5
		C	在外選挙人名簿に関すること	4
		C	附票処理業務	4
		C	住民票異動業務(申請・届の受付、審査、レジ渡し)	4
		C	住民票異動業務(住基入力・証明出力)	4
		C	保険証処理業務	4
		C	印鑑登録事務	4
		C	行政証明発行業務	4
		C	マイナンバーカード関連業務・住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理	4
		C	住民基本台帳の閲覧	4
		C	転入通知処理業務	4
		C	特別永住者に係る業務	4
		C	中長期在留者に係る届出等に関する業務	4
		C	証明等の郵送請求処理	4
		C	人口統計事務	4
		C	自動交付機の運用管理(コンビニ交付等関連業務)	4
		C	自動車臨時運行許可業務	4
		C	手数料の集計	4
		C	ストーカー・DV対応業務	4
		C	庶務(委託契約事務等含む)	4
		D	豊田駅連絡所業務	0
D	土曜開庁業務	0		
D	おくやみ窓口	0		
D	住民基本台帳実態調査	0		

七生支所	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	2
	通常	B	死亡届などの戸籍受付事務	2
		B	埋火葬許可証交付事務	2
		B	オムツ袋・ボランティア袋配布	2
		B	施設管理者との連絡調整	2
		C	住民異動業務	4
		C	印鑑登録事務	4
		C	マイナンバーカード・通知カードの各種手続き	4
		C	マイナンバーカードの交付事務	4
		C	コンビニ交付機の管理及び各種証明書の交付	4
		C	住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理(住基カード業務、公的個人認証業務)	4
		C	行政証明発行業務	4
		C	国保証交付・得喪業務	4
		C	年金得喪業務	4
		C	子育て課関連業務	4
		C	各課の申請書等の受付	4
		D	市税・使用料等収納業務(職員対応分)	0
		D	赤い羽根共同募金等各種募金、社会福祉協議会会費受付事務	0
D	土曜開庁業務	0		
市民税課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	1
	通常	B	原動機付自転車等の登録及び廃車に関する事	2
		B	軽自動車税課税等	2
		B	法人市民税・軽自動車税の減免に関する事	2
		B	個人市民税当初課税等(特徴・普徴)	8
		B	個人・法人市民税の証明に関する事	8
		B	個人市民税減免申請	8
		C	個人市・都民税申告受付	8
		C	法人市民税例月申告受付	2
		C	法人市民税課税等	2
		C	たばこ税課税等	1
		C	市税条例の改正	2
		C	予算・決算	2
		C	課内庶務	2
		C	個人市民税転写業務(通年)	8
		C	個人市民税納通発送・戻り処理	8
		C	個人市民税例月異動処理	8
		C	個人市民税扶養チェックリスト	8

市民税課	通常	C	個人市民税法定調書等の課税	8
		C	個人市民税未申告受付	8
		C	個人市民税未申告調査	8
		C	個人市民税に係る広報・HP 掲載	8
		C	所得照会・課税照会及び回答	8
		C	課税状況調・交付税等の各種調査回答	8
		C	データ管理(eLTAX、国税関連)	8
		D	都市税協・第1ブロック関連	0
		D	個人市・都民税申告会場の開設運営(101 会議室・七生福祉センター)	0
資産税課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事	2
	通常	B	固定資産税及び都市計画税の閲覧、縦覧等に関する事	8
		B	窓口(証明・郵送・照会・集計・手数料収納)	8
		B	納税通知書発送関連業務	8
		C	土地調査、家屋調査及び賦課業務、償却資産賦課業務	4
		C	所有権移転関連業務	4
		C	予算・決算	4
		C	調定事務	4
		C	地理情報システム(GIS)管理	4
		C	家屋評価システム関連業務	4
		C	現所有者・相続人代表者事務	4
		C	基幹システム運用・管理	4
		C	減免・非課税	4
		C	宛名管理	4
		C	概要調書・総評価見込	4
		C	償却資産概要・交付税	4
		C	交付税・交付金(家屋・土地)	4
		C	条例改正事務	4
		C	審査申出	4
		C	不動産取得通知	4
		C	課内庶務	4
		C	電子申請・HP	4
		C	評価基準等管理	4
		C	土地・家屋現況函管理	4
C	死亡者課税・賦課替え	4		
D	都市税協等・第一ブロック関連事務	0		
D	路線管理	0		
納税課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事	1
	通常	B	市税等の収納管理	4

納税課	通常	B	市税等の口座振替に関する事務	3
		B	コンビニ収納に関する事務	2
		B	現年督促業務	2
		B	納付・納税照会(国保及び後期納付額確認書の発行等)	4
		B	納付書再発行	2
		B	市都民税の按分・都民税の都税事務所への払込	2
		B	年度切替	2
		B	納付・納税相談	4
		B	徴収実績等作成	2
		C	市税等の還付管理	4
		C	課庶務	2
		C	滞納処分業務	4
		C	滞納整理業務	4
		D	システムテスト・検証(データ突合)	0
		D	宛名に関する事務	0
		D	一斉催告業務	0
		D	土曜開庁	0
		D	分納管理業務	0
		D	電話催告業務	0
		保険年金課 (給付係)	新規	A
A	国民健康保険傷病手当金に関すること			3
通常	B		国民健康保険 限度額認定証	3
	B		高額療養費	3
	B		人間ドック	3
	B		療養費	3
	B		出産・葬祭費	3
	B		国保受給者証(結・精)	3
	B		特定疾病	3
	B		資格関係(加入・喪失等)	3
	C		窓口業務で受付等した申請処理・発送・支払い等	2
	C		保健事業	2
	C		・特定健診・保健指導に関すること	2
	C		・微量アルブミン尿検査に関すること	2
	C		・糖尿病性腎症重症化予防事業に関すること	2
	C		・ジェネリック医薬品切替差額通知に関すること	2

保険年金課 (給付係)	通常	C	・医療費通知に関すること	2
		C	・生活習慣病治療中断者対策に関すること	2
		C	・適正受診・適正服薬事業に関すること	2
		D	東京都等への各種統計・報告書関係	0
保険年金課 (保険税係)	通常	B	国保加入	2
		B	国保喪失	2
		B	資格確認書・資格情報のお知らせ再発行	2
		B	郵送戻り資格確認書等受け取り	2
		B	旧被扶養者減免受付	2
		B	高齢受給者証交付	2
		B	住所地特例対象世帯受付	2
		B	マル学・マル遠対象世帯受付	2
		B	DV 対象世帯受付	2
		B	送付先変更申請受付(資格・賦課)	2
		B	非自発的失業軽減申請受付	2
		B	国民健康保険税試算	2
		B	課税額説明対応	2
		B	減免申請受付	2
		B	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請	3
		C	情報集約システム対応	2
		C	所得入力	2
		C	アコーダー審査	2
		C	納通・更正通知引き抜きおよび発送	2
		C	保険税調定期別変更(月初め)	2
		C	未申告者に対する所得調査	2
		C	生活保護減免	2
		C	遡及賦課適用・オンライン納通印刷	2
		C	保険税例月調定に関する事務	2
		C	特別徴収に係る事務	2
		C	郵送料について	2
		C	予算について	2
		C	会計年度任用職員賃金支払い	2
		D	郵送戻り納通差し置き調査	0
		D	督促・催告に係る納税課との調整	0
		D	メールチェック	0
		D	ホームページ修正	0

保険年金課 (保険税係)	通常	D	広報掲載	0
		D	消耗品購入等	0
保険年金課 (年金係)	通常	C	国民年金)国民年金加入手続き	2
			(2号⇒1号、3号⇒1号、海外任意⇒1号)	2
		C	付加保険料加入	2
		C	任意加入	2
			(外国居住者の日本人(20歳から65歳未満)、日本在住者(60歳から65歳未満)の老齢基礎年金の満額)	2
		C	免除・猶予申請	2
		C	学生納付特例申請	2
		C	法定免除(障害基礎年金受給者、生活保護法の生活扶助受給者)	2
		C	産前産後期間免除申請	2
		C	保険料の納め方(口座振替、クレジット払い)の受付	2
		C	年金生活者支援給付金申請	2
		C	公的年金制度等に関する問い合わせ	2
		C	日雇関係事務	2
		C	毎週木曜日に1週間分(水曜から翌週火曜日まで)の当市で受付した資格取得、免除申請等、給付関係書類の報告を行っている。	2
		C	年金事務交付金請求等	2
		C	調査の報告、回答	2
			(日本年金機構・関東信越厚生局年金調整課・全国健康保険協会)	2
		C	老齢基礎年金・障害基礎年金申請	2
		C	死亡一時金、未支給年金等の申請	2
		C	その他給付関係に関する問い合わせ	2
D	年金機構からの処理結果一覧の報告入力	0		
D	その他記録の入力	0		
保険年金課 (高齢者医療係)	新規	A	(新型インフルエンザ等対応に関する)広域連合との連絡調整に関すること	3
		A	後期高齢者医療保険傷病手当金に関すること	3
	通常	B	任意記載事項併記申請等に伴う資格確認書の発行	3
		B	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請	3
		B	医療機関からの資格問合せ回答	3
		B	75歳到達 資格確認書発送	3
		B	毎日の被保険者異動にかかる広域連合との情報連携	3
		B	給付)療養費申請の受け付け	3
		B	高額療養費申請の受け付け	3
		B	高額介護合算療養費申請の受け付け	3

<p style="text-align: center;">           保険年金課            (高齢者医療係)         </p>	<p style="text-align: center;">通常</p>	B	葬祭費申請の受け付け(説明)	3
		B	人間ドック事後申請の受け付け(説明)	3
		B	人間ドック事前申請の受け付け(説明)	3
		B	保険料についての問合せ回答	3
		B	保険料納通発送(月単位)	3
		B	健診)高齢者健診、歯科健診問合せ	3
		B	後期高齢 資格)資格確認書などの再発行	3
		C	外部メール対応	1
		C	補助金、負担金の支払い	1

環境共生対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
環境政策課	新規	A	遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること	3
	通常	B	火葬場管理運営	2
		C	市営墓地管理	2
		C	騒音・振動・悪臭等苦情・相談処理	2
		C	害虫・ハチ・毛虫等(に関する苦情・相談処理)	2
		C	生き物(ハト・カラス・犬・猫・ハクビシン等に関する苦情・相談処理)	2
		C	公害に関する各種届出関係事務	2
		C	犬の登録業務	1
		C	カワセミハウス管理業務(緊急時対応含む)	1
		C	犬の狂犬病予防注射関係業務	1
		D	猫避妊去勢手術補助	0
		D	空き地・空き家関係苦情・相談処理	0
		D	環境基本計画ほか計画策定事務	0
		D	環境白書作成	0
		D	環境審議会関係	0
		D	公害に関する各種調査関係事務	0
		D	カワセミハウス貸館等事務	0
		D	喫煙関係苦情・相談処理	0
		D	環境情報収集・発信	0
		D	ひのエコ関連事務	0
		D	ドックラン管理運営	0
		D	動物愛護啓発事業	0
		D	気候変動対策事業	0
		D	環境学習出前講座	0
D	市内一斉清掃事業	0		
D	エコキング事業	0		
D	生きもののプラン推進	0		
D	東京都市環境・公害事務連絡協議会に関する事務	0		
緑と清流課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること	4
	通常	B	普通河川維持管理業務	13
		B	公園緑地維持管理業務	13
		B	市民要望対応(主に緊急対応)	13
		B	日野駅前トイレ維持管理	13
		B	公園・地区広場・里山トイレ清掃及び維持管理	13
		B	予算執行業務	13

緑と清流課	通常	C	河川占用許可・占用料徴収業務	4
		C	遊び場・地区広場管理業務	4
		C	公園内行為許可・占用許可手続き	4
		C	都市計画事業関連業務	4
		C	施設点検業務	4
		C	街路樹等維持管理業務	4
		C	開発指導等関連業務	4
		D	市民要望対応（緊急対応以外）	0
		D	緑地信託地関連業務	0
		D	雨水浸透設置委託	0
		D	水路の自費工事に関すること	0
		D	水路敷きの付替え交換・払下げ業務	0
		D	土地の寄付受領手続き	0
		D	施設の供用開始、廃止手続き	0
		D	緑地保全地域維持管理業務	0
		D	みどりの保護育成等助成業務	0
		D	緑道・散策路維持管理業務	0
		D	里山パートナーシップ関連業務	0
		D	公園内樹木等管理委託	0
		D	水と緑の日野市民ネットワーク業務	0
		D	遊具点検	0
		D	河川関係団体業務	0
		D	水都・日野関連事業	0
		D	緑の推進事業(自然観察会)	0
		D	日野市環境緑化協会関連業務	0
		D	水辺の楽校関係業務	0
		D	多摩川・浅川クリーン作戦等イベント業務	0
		D	環境学習及び視察対応	0
		D	公園・緑地の整備改修業務	0
		D	緑の募金事業	0
D	清流月間関連業務	0		
D	多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携業務	0		
D	大菊栽培市民普及事業	0		
D	都市緑化見本園・市営苗圃管理	0		
下水道課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと	2
	通常	B	下水道施設修繕・緊急点検	1
		B	下水道台帳システムの閲覧事務	1
		B	排水設備申請受付事務	1
		B	マンホールポンプの点検及び管渠清掃等の維持管理	1
		B	支出事務	1
		C	市民要望・問い合わせ対応	1

下水道課	通常	C	国庫補助金等申請、会計検査対応	1
		C	起債事務	1
		C	消費税申告・納付事務	1
		C	契約・協定事務	1
		C	指定下水道工事店や責任技術者の登録・更新事務	1
		C	下水道使用料収納業務	1
		C	供用開始に関する事務	1
		C	公共汚水ます設置の精算	1
		C	市道・都道・国道・河川占用等事務	1
		C	排水設備の完了検査	1
		C	流域下水道投入点・特定事業所水質検査の実施	1
		C	(公財)東京都都市づくり公社管渠埋設委託等業務調整	1
		C	工事監督事務	1
		C	会計検査対応	1
		D	各種会議への出席	0
		D	旧生活・保健センター分室管理事務	0
		D	下水道関係事業計画等策定	0
		D	各種調査回答	0
		D	例月出納検査	0
		D	下水道の見える化業務	0
		D	水洗化促進業務	0
		D	災害対策訓練	0
		D	排水メーター維持管理	0
		D	排水樋管点検・操作・履行検査	0
		D	開発行為に関する事前協議・指導・完了検査	0
D	水質規制事務	0		
D	設計業務	0		
D	下水道管渠調査	0		
ごみゼロ推進課	新規	A	ごみの排出抑制に関すること	1
	通常	B	市民への収集回数減、排出抑制の周知	3
		B	可燃ごみ収集運搬業務	3
		B	プラスチック類ごみ収集運搬業務	3
		B	動物死体収集運搬業務	3
		B	動物死体処分受付	3
		B	し尿収集運搬業務	3
		B	指定収集袋製造等業務	3
		B	ごみ処理手数料収入事務	3
		B	東京たま広域資源循環組合関係業務	3
		B	浅川清流環境組合関係業務	3
		C	不燃ごみ・ペットボトル収集運搬業務	2
		C	粗大ごみ収集運搬業務	2

ごみゼロ推進課	通常	C	指定収集袋管理配送業務	2
		C	破砕物等運搬処分業務	2
		C	浄化槽汚泥収集運搬業務	2
		C	合併処理施設汚泥収集運搬業務	2
		C	家庭雑排水収集運搬業務	2
		C	有害ごみ選別業務	2
		C	ごみ相談・パトロール業務	2
		C	剪定枝・チップ化業務(収集運搬)	2
		C	剪定枝資源化業務	2
		C	ごみ検量業務	2
		C	容器包装リサイクル協会引渡し	2
		C	不法投棄対応	2
		C	許可業に関する業務	2
		D	資源物回収運搬	0
		D	びん回収運搬	0
		D	プラスチック類再資源化業務	0
		D	資源物再資源化業務	0
		D	びん再資源化業務	0
		D	ごみ相談窓口業務	0
		D	クリーンセンター受付等業務	0
		D	生ごみリサイクル事業	0
		D	生ごみ処理機器購入補助業務	0
		D	資源物運搬業務	0
		D	廃消火器等処分業務	0
		D	農薬等処分業務	0
		D	環境学習事務	0
		D	食品ロス対策業務	0
		D	各種会議	0
D	小型家電リサイクル関係業務	0		
D	集団回収対応業務	0		
施設課	新規	B	ごみの排出抑制に関すること	2
	通常	B	プラスチック類資源化施設の運転及び維持管理	1
		C	し尿処理施設の運転及び維持管理	1

まちづくり対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
都市計画課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	2
	通常	C	都市計画変更業務及び都市計画審議会の運営	3
		C	まちづくり条例市民まちづくり会議の運営	3
		C	ミニバス・ワゴンタクシーの運行	2
		C	用途地域等の窓口、電話による照会	2
		C	地区計画届出受理	2
		C	都市計画に係る証明(建築確認申請のため他)	2
		C	生産緑地に関する事務(相続税納付のための買取申出他)	2
		C	町名地番整理に関する事務(事業実施、新旧地番の照会他)	2
		C	まちづくり条例開発事業事前協議手続き	2
		C	都市計画法 32 条同意協議手続き	2
		C	空き家対策に関する事務(相談、支援ほか)	2
		C	建築物の耐震化の相談及び支援	2
		C	居住支援に関する相談	2
		C	部及び課の庶務	1
		D	GISの管理	0
		D	地区計画の決定	0
		D	市民主体のまちづくりの普及・啓発・支援	0
		D	地籍調査に関する事務(境界点復元のための資料請求他)	0
		D	ユニバーサルデザイン推進条例の運用	0
		D	開発事業東京都協議	0
	D	まちづくり条例調整会	0	
	D	ユニバーサルデザイン推進協議会の運営	0	
D	交通会議等の運営	0		
D	マンションの適正管理に関する事務(相談、支援ほか)	0		
D	居住支援協議会の運営	0		
D	研修への参加	0		
区画整理課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	1
	通常	C	76条等申請、証明等の処理業務	2
		C	関係権利者の対応業務	3
		C	仮換地指定に関する業務	2
		C	情報公開請求に伴う業務	2
		C	建築基準法第42条1項4号指定業務	2
		C	市施行区画整理の補償に関する業務	2
		C	建物移転補償に伴う各企業者との調整業務	2

区画整理課	通常	C	市施行区画整理の工事に関する業務	2
		C	遺跡調査に関する業務	2
		C	水道・ガス協定・負担金に関する業務	2
		C	事業用地の管理に関する業務	2
		C	事業の執行、管理調整に関する業務	2
		C	補助金、負担金に関する業務	2
		C	事業計画の決定及び変更に関する業務	2
		C	予算編成から決算関係等に関する業務	2
		C	組合施行区画整理に関する業務	2
		C	東京都他関係機関との調整業務	2
		C	公社委託に関する業務	2
		C	課庶務業務	2
		C	保留地処分に関する業務	2
		D	土地区画整理審議会・評価員に関する業務	0
		D	損失補償基準に関する業務	0
		D	「区画整理だより」の発行業務	0
		D	文書引継ぎ業務	0
		D	各種研修、講習会への参加	0
		D	マイクロフィルム管理 業務	0
D	ひのエコに関する業務	0		
建築指導課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	1
	通常	C	建築確認申請等の審査及び完了検査	2
		C	建築物等の許可、認定	2
		C	指定確認検査機関等の照会について	2
		C	長期優良住宅の審査及び認定	2
		C	道路の位置の指定等	2
		C	工作物の審査、完了検査	1
		C	昇降機等の審査、完了検査	1
		C	応急危険度判定に関する業務	1
		C	都市の低炭素化建築物の審査及び認定	1
		C	省エネ法に基づく審査	1
		C	建築確認申請の受付・交付及び手数料の徴収	2
		C	各種証明等及び手数料	2
		C	中高層紛争予防条例に基づく事務	2
		C	リサイクル法の届出受理及び現地調査	1
		C	違反建築物の調査及び是正指導	1
		C	違反建築物の是正命令、その他命令	1
C	特定建築物・建築設備等の定期報告	1		
道路課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	2
	通常	C	道路維持・補修作業	11

道路課	通常	C	道路占用許可申請・屋外広告物及び道路・土地境界等窓口及び許可手続き業務(開発行為指導・調整含む)	11
		C	補修現場調査・委託業務	11
		C	修繕業務	11
		C	街路灯維持管理・新設及び交通安全対策に関する業務(開発行為指導・調整含む)	11
		C	公共用地境界確定(譲与・払下げ・寄附)等業務(開発行為指導・調整含む)	11
		C	予算・庶務関係業務	11
		C	工事等監督業務	11
		C	道路保険事務手続き	11
		C	道路法に基づく道路認定・廃止等事務手続き業務	11
		C	道路工事等の国道・都道・市道調整及びに河川関係調整並びに関係機関調査資料作成業務	11
		C	工事等設計・積算業務	11
		C	放置自転車撤去・駐輪場運営管理業務	11
		D	道路台帳補正等測量業務委託	0
		D	計画の策定	0
		D	事業等の調査に関する業務	0

## 産業スポーツ対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要最低限の職員数
産業振興課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること	6
	通常	B	事業資金融資斡旋事業(商工観光)	1
		B	小規模事業者育成事業(商工観光)	1
		C	多摩平の森産業連携センター事業	1
		C	創業支援事業(ものづくり)	1
		C	各種イベント事業(ひの新選組まつり、たかはたもみじ灯路)※ 休止に伴う処理(商工観光)	2
		D	工業振興事業(ものづくり)	0
		D	SDGs 連携創出事業(ものづくり)	0
		D	雇用・就労支援事業(労働)	0
		D	勤労者福祉支援事業(労働)	0
		D	商店会・商工会等支援事業(商工観光)	0
		D	買い物弱者対策事業(商工観光)	0
		D	TOYODABEER プロジェクト事業(商工観光)	0
		D	産業まつり(農業、商工観光、ものづくり)	0
D	観光発信事業関係(商工観光)	0		
文化スポーツ課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること	6
	通常	A	新型インフルエンザ等の発生時における情報収集	2
		B	スポーツ・文化関係団体・施設指定管理者等への情報発信・共有	4
		B	施設閉鎖に伴う利用料金減収に伴う補填(指定管理利用料金制のため)協議、及び施設等管理状況確認・調整作業	2
		C	スポーツイベント・文化公演など中止連絡	3
		C	各種自主大会、地域スポーツクラブ等への自粛要請	3
		C	問合せへの対応	3
		C	予約システム管理業務	3
		C	市外(国・都等)からの調査等への回答、報告	3
		D	チケットの返金など窓口の設置	0
		D	市民会館・七生公会堂	0
		D	とよだ市民ギャラリー	0
		D	小島善太郎記念館	0
		D	市民文化祭業務	0
		D	赤レンガプロジェクト	0
		D	南平体育館管理業務	0
		D	陸上競技場管理業務	0
D	グラウンド・遊び場等管理業務	0		

文化スポーツ課	通常	D	テニスコート管理業務	0
		D	市民プール管理業務	0
		D	市民の森ふれあいホール管理運営業務	0
		D	遊び場管理業務	0
		D	スポーツ教室・イベント(HSS、スポレクほか)	0
		D	スポーツ推進委員事業(ウォーキング、定例会議等)	0
		D	市町村総合体育大会	0
		D	市民体育大会	0
都市農業振興課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと	3
	通常	A	鳥インフル発生時は東京都都連携して対応	5
		C	農産物病害虫及び家畜伝染病の予防に関すること(農業)	1
		C	学校給食供給支援事業(農業)	1
		C	七ツ塚ファーマーズセンター管理運営(農業)	1
		D	援農支援事業(農業)※農の学校、援農ボランティア事業	0
		D	農業振興のための各種補助金(農業)	0
		D	市民農園・体験農園事業(農業)	0
		D	認定農業者支援(農業)	0
		D	日野産ブランド支援事業(農業)	0
		D	畜産対策(農業)	0
		D	都市農業シンポジウム(農業)	0
		D	産業まつり(農業展)	0
		ふるさと 文化財課	通常	B
C	文化財・資料の収集、整理、保管に関すること。			2
C	埋蔵文化財発掘調査に関すること			2
C	郷土資料館の運営に関すること			2
D	文化財・資料の展示に関すること			0
D	講演会などの開催に関すること			0

## 健康福祉対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
福祉政策課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	2
	通常	B	日本語が不自由な中国帰国者等への情報提供	2
		B	中国残留邦人等支援	2
		B	災害時ボランティア支援センター設置・運営	2
		B	災害弔慰金等支給	2
		B	災害義援金配分・支給	2
		B	福祉支援センター管理	2
		C	献血推進事業(協議会・市役所献血)	2
		C	民生委員・児童委員活動支援	2
		C	成年後見制度利用促進(市長審判請求調整委員会、助成金等)	2
		C	多摩南部成年後見センター運営	2
		C	戦没者遺族援護(各種弔慰金等)	2
		C	旧軍人・軍属援護	2
		C	原子爆弾被爆者援護(見舞金支給等)	2
		C	日本赤十字社地区事務局	2
		C	ヤングケアラー支援	2
		C	子どもオンブズパーソン	2
		C	福祉オンブズパーソン	2
		C	社会福祉関係団体補助金交付	2
		C	社会福祉法人認可・指導検査	2
		C	介護保険施設の指定・指導検査	2
		C	福祉施策の企画・調整	0
		C	予算統括	0
		C	地域福祉推進区市町村包括補助	0
		C	社会福祉協議会運営費等補助金交付	0
		D	赤十字奉仕団事務局	0
		D	遺族会事務局	0
		D	平和祈念戦没者追悼式	0
		D	成年後見制度説明会	0
		D	福祉有償運送運営協議会	0
D	福祉人材育成研修等事業	0		
D	見守りネットワーク事業(孤立死・孤独死対策)	0		
D	社会福祉法人等助成審議会	0		
D	福祉サービス第三者評価	0		
D	福祉のまちづくり推進事業	0		
D	社会福祉協議会会費等寄附金取りまとめ	0		

福祉政策課	通常	D	障害福祉サービス指導検査	0
		D	(残務)生活つなぎ資金の請求・時効の援用	0
		D	地域福祉計画策定・推進	0
生活福祉課	新規	A	他課業務の応援	2
	通常	B	生活保護開始決定事務	7
		B	緊急援護事務	3
		C	行旅死亡人葬祭	5
		C	墓地埋葬法第9条葬祭	5
		C	各月保護費決定事務	5
		C	生活保護訪問事務(来所相談対応含む)	5
		C	収入資産状況調査事務	5
		C	医療券発行事務	5
		C	介護券発行事務	5
		C	生活保護費経理事務	5
		D	就労促進強化推進事務	0
D	医療扶助適正実施推進事務	0		
障害福祉課	新規	A	新型インフルエンザ等対策に係る障害者等の支援に関すること	2
		A	要支援者への食料品や生活必需品の配給や介護支援	5
		B	障害者に対して新型インフルエンザに関する情報提供	5
	通常	C	ケースワーク業務(窓口対応)	5
		C	手帳進達に関する業務	5
		C	ケースワーク業務(調査訪問)	5
		C	障害支援区分等判定審査会に関する業務	5
		C	地域生活支援事業に関する業務	5
		C	成年後見に関する業務	5
		C	特別障害者手当に関する業務(国制度)	2
		C	心身障害者福祉手当(都・市)に関する業務	2
		C	重度障害者手当に関する業務	2
		C	特別児童扶養手当に関する業務	2
		C	心身障害者医療費助成(マル障)に関する業務	2
		C	自立支援医療に関する業務	2
		C	タクシー券・ガソリン券助成に関する業務	2
		C	有料道路割引に関する業務	2
		C	都営交通無料乗車券に関する業務	2
		C	都の障害者扶養年金・扶養共済に関する業務	2
		C	ホームページ管理	2
		C	障害者総合支援法・児童福祉法の経理に関する業務	3
		C	地域生活支援事業の経理に関する業務	2
		C	自立支援医療(更生医療)経理に関する業務	2
C	緊急在宅サポート事業に関する業務	2		
C	グループホーム家賃助成に関する業務	2		

障害福祉課	通常	C	一時保護事業(施設・在宅)に関する業務	2
		C	重度脳性麻痺者介護人派遣事業に関する業務	2
		C	身体障害者生活介護利用者移送事業に関する業務	1
		C	障害支援区分等判定審査会(医師意見書関係)に関する業務	1
		C	緊急通報に関する業務	1
		C	障害者雇用促進援助金事業に関する業務	1
		C	にこわーく(日野市障害者生活・就労支援センター)に関する業務	1
		C	にこわーく(日野市障害者生活・就労支援センター)の経理に関する業務	1
		C	システムに関する業務	1
		C	課内庶務に関する業務	1
		C	地域福祉推進事業補助金に関する業務	1
		D	災害時避難行動要支援プランに関する業務	0
		D	障害者仕事創出事業に関する業務	0
		D	障害福祉人材育成事業に関する業務	0
		D	身体障害者・知的障害者相談員に関する業務	0
		D	地域生活支援事業(自立支援協議会)に関する業務	0
		D	障害者雇用連絡会議に関する業務	0
		D	東京都市障害担当係長連絡協議会・南多摩五市連絡協議会に関する業務	0
		D	障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金に関する業務	0
		D	障害者自立支援給付費負担金に関する業務	0
		D	地域生活支援事業費補助金に関する業務	0
		D	障害福祉計画、障害児福祉計画に関する業務	0
D	障害福祉サービス等事業所開設に伴う協議に関する業務	0		
D	福祉電話に関する業務	0		
D	身体障害者指定医(身障法第15条指定医)に関する業務	0		
セーフティネット コールセンター	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	3
	通常	B	自立相談支援事業(生活保護初期相談含む)	3
		B	ひきこもり対策事業	3
		B	子どもの学習・生活支援事業	2
		B	住居確保給付金事業	2
		B	ひとり親世帯への貸付事業	2
		B	ひとり親家庭相談事業	2
		B	低所得者・離職者対策事業(受験生チャレンジ貸付)	2
		B	孤独死・孤立死など安否確認	1
		B	被害者、遺族等支援事業	1
		B	フードパントリー事業	1
		B	入院助産事業	1
		B	母子生活支援施設措置事業	1
		B	ひとり親家庭自立支援給付事業	1

セーフティネット コールセンター	通常	C	子どもの貧困対策事業	2
		C	家計改善支援事業	2
		C	就労準備支援事業	2
		C	子どもの学習支援事業補助金	1
		C	養育費確保サポート事業	1
高齢福祉課	新規	A	新型インフルエンザ等対策に係る高齢者等の支援に関すること	4
		A	要支援者への食料品や生活必需品の配給や介護支援	4
		A	高齢者に対して新型インフルエンザに対する情報提供	4
	通常	B	困難ケース・緊急ケース対応に関すること	4
		B	認知症高齢者支援に関すること(徘徊高齢者探索対応含む)	4
		B	高齢者虐待防止対策に関すること(虐待ケース対応含む)	4
		B	緊急一時保護(シッター含む)に関すること	4
		B	在宅療養高齢者一時入院支援業務	1
		B	地域包括支援センター業務	5
		B	避難行動要支援者支援対策(個別避難計画対応含む)	4
		C	高齢者救急代理通報	1
		C	徘徊高齢者探索システム事業	1
		C	ひとり暮らし安心サポート事業	2
		C	成年後見制度に関すること	1
		C	高齢者権利擁護事業	1
		C	特別養護老人ホーム措置に関すること	1
		C	養護老人ホーム措置に関すること	1
		C	高齢者集合住宅事業(シルバーピア)	1
		C	在宅ねたきり高齢者等おむつ給付事業	1
		C	在宅療養高齢者等支援窓口業務	1
		C	高齢者配食サービス事業	1
		C	高齢者見守り支援ネットワーク業務(地域での見守り)	1
		C	高齢者民間住宅家賃助成事業	1
		C	課内庶務	1
		C	シルバー人材センター補助金	1
		C	養護老人ホーム措置費経理	1
		C	福祉移送サービス事業	1
		C	認知症検診事業	1
		C	認知症初期集中支援チーム運営業務	1
		C	係統括	1
		D	地域ケア会議に関すること	0
		D	生活支援体制整備事業	0
		D	高齢者熱中症予防対策事業	0
		D	身障高齢者機能回復助成事業	0
		D	高齢者自立支援住宅改修給付事業	0
		D	高齢者自立支援日常生活用具給付事業	0

高齢福祉課	通常	D	在宅高齢者ケアサービス事業	0
		D	シニアクラブ連合会事務局・老人クラブ事務	0
		D	東京都補助金業務(高齢者施策推進区市町村包括補助金等)	0
		D	地域介護予防活動支援事業	0
		D	介護予防教室	0
		D	介護サポーター事業	0
		D	住民主体活動型の介護予防・生活支援サービス事業(ちょこ助)	0
		D	高齢者見守りサロン	0
		D	はつらつ・あんしん調査	0
		D	高齢者見守り支援ネットワーク業務(地域見守り以外)	0
		D	高齢者福祉総合計画策定	0
		D	認知症ケアパス冊子作成業務	0
		D	老人福祉施設補助金	0
		D	高齢者理容・美容助成事業	0
		D	福祉センター事業	0
		D	高齢者慶祝事業(市長訪問、100歳訪問、長寿祝金)	0
		D	高齢者向け優良賃貸住宅	0
		D	高齢者補聴器購入費助成事業	0
		D	浅川苑対策業務	0
		D	認知症高齢者支援(高齢者虐待防止対策)啓発業務	0
		健康課	新規	A
A	新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集及び対応方針に関すること(保健医療分野に限る)			3
A	感染予防策の広報に関すること(保健医療分野に限る)			3
A	新型インフルエンザ等対策に係る市民・医療機関等からの相談に関すること			3
A	住民接種の実施に関すること			8
A	特定接種の実施に関すること			1
A	衛生材料の確保に関すること			1
A	新型インフルエンザ等対策に係る都等との連絡調整に関すること (保健医療分野に限る)			1
A	新型インフルエンザ等対策に係る医師会等との連絡調整に関すること			1
A	危機管理部門と救急部門との連絡調整に関すること			1
通常	B		歯科及び薬剤の各団体との連絡調整に関すること	1
	B		各種予防接種に関すること	1
	B		市民への情報提供	1
	B		健康相談事業(電話・来所)	1

健康課	通常	B	感染症消毒業務	1
		B	休日・準夜診療	1
		B	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成に関すること	1
		B	感染症の予防及びまん延防止に関すること	1
		B	予防接種(保健センター実施)	1
		B	災害薬剤管理業務	1
		C	訪問事業	1
		C	医療と介護の連携推進業務	1
		C	(仮)災害医療ワーキンググループ	1
		C	災害時の人工透析患者への対応	1
		D	がん検診、特定健診等	0
		D	各種運動事業	0
		D	食育・栄養事業	0
		D	歯科保健事業	0
		D	母子保健事業(健康教室等)	0
		D	成人保健事業(健康教室等)	0
		D	市民ボランティア関連事業	0
		D	各種協議会	0
		D	がんカフェ支援	0
		D	医師会災害医療訓練支援	0
		D	災害医療キットの確認	0
		D	災害医療器具保管庫の整備	0
		D	災害医療ボランティア登録	0
D	使用済注射針回収事業	0		
介護保険課	通常	C	介護認定調査	5
		C	介護保険窓口業務	2
		C	介護保険被保険者資格管理	2
		C	介護保険料賦課	2
		C	介護保険料還付処理	2
		C	介護保険料口座振替処理・委託	2
		C	介護保険料減免	2
		C	介護保険料収納管理	2
		C	保険年金特徴連携	2
		C	介護認定調査依頼	2
		C	介護認定主治医意見書依頼	2
		C	介護認定審査会	2
		C	介護認定申請入力・更新勧奨	2
		C	介護保険住宅改修申請受付	2
		C	介護保険住宅改修訪問調査	2
		C	介護保険福祉用具購入	2

介護保険課	通常	C	低所得者介護保険利用者負担軽減	2
		C	介護保険負担割合証発行	2
		C	介護保険利用者負担限度額	2
		C	介護保険ケアプラン届け管理	2
		C	介護保険高額介護サービス費	2
		C	特別養護老人ホーム入所に関する管理・支援	2
		C	介護システム管理	2
		C	第三者行為	2
		C	介護保険給付制限	2
		C	その他国保連関係	2
		C	障害者控除認定書	2
		C	介護保険給付適正化	2
		C	介護認定請求事務(調査・意見書)	2
		C	介護保険財務関係	2
		C	介護保険事業者情報管理	2
		C	委託契約事務	1
		C	課内庶務(伝票・購入伺い・調定)	1
		C	課予算統括	1
		C	係統括	1
		D	介護保険料滞納整理	0
		D	介護認定委託調査チェック・指導	0
		D	苦情処理	0
		D	事故報告	0
		D	ホームページ管理	0
		D	事業者連絡会	0
		D	介護認定調査研修	0
		D	介護認定市調査関係	0
		D	家族介護慰労金	0
		D	例規整備	0
		D	介護保険事業計画・運営協議会	0
		D	ファイル責任者	0
		D	広報連絡員	0
D	OA協力推進員(ホームページ・福祉係電算関係統括)	0		
D	情報セキュリティリーダー	0		

## 子ども対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要最低限の職員数
子育て課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	2
		B	学童クラブ問い合わせ対応、運営全般、諸手続き	3
	通常	B	学童クラブ費管理(減免審査・口座引落とし・滞納整理)	2
		B	児童手当(現況届、新規認定、額改定、変更、消滅、支給、返還 金、国交付金、都負担金、予算、決算等業務)	2
		B	育成手当(現況届、新規認定、額改定、変更、消滅、支給、返還 金、都負担金、予算、決算等業務)	1
		B	児童扶養手当(現況届、新規認定、額改定、変更、消滅、支給、返 還金、国負担金、予算、決算等業務)	2
		B	子どもの医療費助成(マル乳)(現況届、医療証発行、新規認定、 医療費助成事務(現物給付支払・補装具等償還申請受付及び支 払)、審査委託料支払、変更、消滅、返還金、都補助金、予算、決 算等業務)	2
		B	子どもの医療費助成(マル子)(現況届、医療証発行、新規認定、 医療費助成事務(現物給付支払・補装具等償還申請受付及び支 払)、審査委託料支払、変更、消滅、返還金、都補助金、予算、決 算等業務)	2
		B	子どもの医療費助成(マル青)(現況届、医療証発行、新規認定、 医療費助成事務(現物給付支払・補装具等償還申請受付及び支 払)、審査委託料支払、変更、消滅、返還金、都補助金、予算、決 算等業務)	2
		C	ホームヘルプサービス(申請、計画書、支払等業務)	1
		B	ひとり親家庭等医療費助成(マル親)(現況届、医療証発行、新 規認定、医療費助成事務(現物給付支払・補装具等償還申請受 付及び支払)、審査委託料支払、変更、消滅、返還金、都補助金、 予算、決算等業務)	2
		C	会計年度任用職員の賃金等支払い事務	3
		C	会計年度任用職員の諸手続き事務	3
		C	学童クラブ入会入所審査処理	1
		C	学童クラブ施設管理(光熱水費支払い、修繕など)事務	1
		C	児童館・学童クラブ 消耗品費等支払い業務	1
		C	児童館施設維持管理(光熱水費支払い、修繕など)事務	1
		C	学童クラブ備品・消耗品(テーブル・椅子・食器など)事務	1
		C	学童クラブ新築・改修計画施工事務	1
		C	子供家庭支援区市町村包括補助申請	1
		C	助成係窓口業務	2
		C	補助金申請事務(こども・子育て支援交付金)	2
		C	「ひのっち」の実施・運営に係わること	1
		C	ホームページの作成・編集	1
		D	児童館キャンプ・こどもまつり等実施事務	0

子育て課	通常	D	児童館改修計画施工事務	0
		D	職員研修	0
		D	青少年育成会連合会に係わること(補助金・会議・イベントなど)	0
		D	地区青少年育成会に係わること(補助金・イベント・会議など)	0
		D	青少年委員に係わること(報酬支払い、会議、遊・友ランドなど)	0
		D	子ども・子育て支援会議に係わること	0
		D	子ども会に係わること(補助金交付、プレイワーカーなど)	0
		D	手をつなごう・こどもまつりに係わること	0
		D	いきいき体験に係わること	0
		D	ジュニアリーダー講習会に係わること	0
		D	家族ふれあい写真展に係わること	0
		D	駅前子育て応援施設 子育てカフェ	0
		D	「ひのっち」児童の受付・登録・参加に係わること	0
		D	「ひのっち」スタッフに係わること(謝金、登録、管理など)	0
		D	「ひのっち」運営委員会・コーディネーター会議他	0
		D	「ひのっち」臨時職員(賃金支払い事務、年末調整など)	0
		D	予算管理に係る事	0
		D	予算編成(庶務担当)	0
		D	部・課庶務	0
		D	各種調査回答	0
児童館	新規	A	新型インフルエンザに関する保護者への対応	17
	通常	C	児童館・学童クラブ管理・運営に係る庶務	17
		C	子どもの居場所・遊びの場の提供	7
		C	基幹型児童館 子育て広場業務	4
		D	児童館の行事準備・実施	0
		D	移動児童館業務	0
		D	地域情報、子育て情報等の提供業務	0
		D	母子健康手帳交付業務	0
		D	地域関連団体等との連携業務(会議出席等)	0
		D	子育てサークルの支援	0
		D	児童館各委員会活動	0
		D	物品貸し出し業務	0
		D	ボランティアの受入	0
		学童クラブ	新規	A
通常	B		学童クラブ育成	122
	B		保護者対応等	122
	D		学童クラブ施設開放	0
保育課	新規	A	保育園業務のサポート態勢(他園への応援・保育士・看護師・調理員・栄養士等)	2
		A	相談窓口の設置(苦情システム紹介、心のケア)	2
	通常	B	新型コロナウイルス感染症に関する児童及びその家族への情報提供業務	3

保育課	通常	B	保育園運営費 支弁事務(民間保育園への支弁)	3
		B	民間保育園へのその他補助金事務	3
		B	認証保育所 委託事務	3
		B	認定こども園 補助金支払事務	3
		B	病後児保育に関すること 補助金事務(委託事務)	1
		B	認可外保育施設保護者補助金事務	3
		B	私立幼稚園保護者への補助金・入園金支払事務 申請書準備・配布	3
		B	私立幼稚園保護者への補助金・入園金支払事務 申請書回収・確認	3
		B	私立幼稚園保護者への補助金・入園金支払事務 支払会計事務	3
		B	園に対する各種補助金支払事務(私立幼稚園)	3
		B	私立幼稚園、認可外保育施設利用者への施設等利用費の支給	3
		B	保育園苦情受付・対応	10
		B	保育園、児童館、学童クラブの現場統括	10
		B	係統括	5
		B	保育課に関する調査・メールの回答	5
		B	HP・広報管理	5
		B	例月入所に関すること 窓口業務(入所受付、その他相談)	10
		B	例月入所に関すること 選考、承諾書発送	10
		B	入所に関すること 管外入所、管外児受託事務	10
		B	入所に関すること 障害児認定	2
		B	4 月入所に関すること 窓口業務(入所受付、その他相談)	10
		B	4 月入所に関すること 選考、承諾書発送	10
		B	4 月入所に関すること 管外入所、管外児受託事務	10
		B	4 月入所に関すること 障害児認定	2
		B	保育課 郵送事務	10
		B	次年度受付準備(しおり作成、待機者への通知等)	10
		B	保育システム事務(委託・支払等)	3
		B	保育課職員 休暇整理、超過勤務整理	5
		B	民間保育園への配布物配布や連絡事項の周知	5
		B	各種調査とりまとめ	3
		B	入所に関する統計処理	5
		B	登園停止解除証明書補助金・手数料支払事務	3
		B	保育課予算確認事務	5
		B	入所に関すること 継続審査実施 1 回目(毎年 2 月に実施)	10
		B	保育課予算編成事務統括	5
		B	保育課補正予算編成事務統括	5
B	保育課決算事務統括	5		
B	保育課決算監査事務	5		
B	公立保育園負担金、借上げ料の支払事務	3		
B	公立保育園施設管理 委託業務契約・支払事務	3		

保育課	通常	B	公立保育園施設管理 改修・修繕の調整・支払事務	3
		B	公立保育園施設借上げ料、公益費契約・支払事務	3
		B	保護者駐車場 契約・支払事務	3
		B	保育園職員細菌検査委託・支払事務と検査事務	2
		B	保育料に関すること 納付書送付	3
		B	延長保育料に関すること 延長保育料納付書発行	3
		B	公立保育園 園医委嘱事務	1
		B	公立保育園配当予算支払事務	3
		B	公立保育園光熱水費支払事務	3
		B	公立保育園予算管理 共通消耗品購入事務	2
		B	公立保育園備品管理 購入・支払事務	2
		B	議会関係	5
		B	委員会等出席	5
		B	保育園ごみ処分に関する事務	2
		C	給食食材発注	6
		C	給食食材支払	6
		C	給食献立作成、献立表作成・印刷・配布	6
		C	アレルギー児対応	6
		C	1歳児園栄養指導、栄養給食管理	6
		C	給食室内消耗品、備品購入・支払	2
		C	給食室に関する委託業務契約事務	2
		C	給食室に関する委託業務支払事務	2
		C	給食に関する予算管理	2
		C	栄養士会統括事務	2
		C	給食調理員統括事務	2
		C	保育園運営費 補助金事務(歳入)	3
		C	認証保育所 補助金事務(歳入)	3
		C	病後児保育に関すること 補助金事務(歳入)	1
		C	認定こども園 補助金事務(歳入)	3
		C	私立幼稚園 補助金事務(歳入)	3
		C	弾力化含む入所可能人数の調査・算定(例月)	3
		C	認可事務	5
		C	東京都指導検査に関すること	5
		C	私立幼稚園 国、都通知・調査の周知やとりまとめ	3
		C	子ども基金、包括補助金事務	3
		C	保育施設の表彰に関する事務	2
		C	第三者評価事務	3
		C	保育課のその他庶務	2
		C	保育料に関すること 徴収管理	2
		C	延長保育料に関すること 延長保育料収納管理	2
C	日本スポーツ振興センター事務	1		

保育課	通常	C	保育料に関すること 督促事務	3
		C	公立保育園損害賠償保険事務	1
		C	公立保育園消防に関する事務	2
		C	公立保育園帳票印刷に関する事務	2
		C	公共施設の駐車場代管理	1
		C	公立保育園調査報告事務(害虫・芝生)	1
		C	公立保育園 園児健康診断健診器具消毒	1
		C	待機児等の数字管理	3
		C	公立保育園予算管理	2
		C	公立保育園行事等に関する調整事務	1
		C	保育課 文書管理事務	3
		C	食育活動計画・実施	1
		D	学童クラブおやつ指導	0
		D	入所に関すること 書類未提出者への督促	0
		D	公立保育園 園長会会議開催事務	0
		D	給食に関する被服貸与管理	0
		D	実習生、ボランティア受入事務	0
		D	都研修受講事務	0
		D	保育園職員研修事務	0
		D	園外保育事務(入園料、バス借上げ)	0
D	民間保育園との交流事業実施・管理	0		
D	公立保育園備品管理 粗大ごみ廃棄に関する事務	0		
保育園	新規	A	新型コロナウイルス感染症に関する児童及び保護者の対応	10
	通常	B	保育	100
		B	朝夕保育	35
		B	給食	20
		B	看護	4
		B	栄養士	6
子ども家庭 支援センター	新規	A	子育て情報サイト「ぼけっとなび」による情報提供	2
		A	市民へのその他の情報提供業務	1
		A	委託先への指示、情報提供	1
		A	ホームページの掲載及び更新に関すること	1
		A	新型インフルエンザ等対策に係る妊産婦とその家族の支援に関すること	6
	通常	B	子育て情報サイト「ぼけっとなび」の運用・管理	2
		B	ケースワーク(相談業務・各関係機関との連絡調整・訪問調査・関係機関との同行訪問など)	6
		B	要援護家庭に対する支援(関係部署との連携強化)	6
		B	地域子ども家庭支援センター万願寺・多摩平の相談業務	4
		B	産婦人科・小児科オンライン健康相談事業	1
		B	保健師による個別支援・保健相談	6
C	センターだよりの編集・印刷依頼ほか	1		

子ども家庭 支援センター	通常	C	ファミリー・サポート・センター事業	1
		C	ファミリー・アテンダント事業	1
		C	国・都の補助金・交付金	1
		C	心理専門相談	1
		C	ケース進行管理台帳(作成・管理)	1
		C	個別ケース会議運営管理(その都度)	1
		C	受理会議運営・進行管理(毎週1回開催)	1
		C	0歳児一時保育事業(委託)	1
		C	子ども家庭支援センター一時保育事業(委託)	1
		C	民間一時保育事業(扶助費)	1
		C	ショートステイ事業(委託)	1
		C	トワイライトステイ事業(委託)	1
		C	産前産後世帯サポート事業(委託)	1
		C	育児家事訪問支援事業(委託)	1
		C	育児技術訪問支援員業務	1
		C	子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会運営管理	1
		C	各種調査回答、各種報告、回覧、庁外庁内文書收受	1
		C	子ども家庭支援センター及び地域子ども家庭支援センター万願寺・多摩平の施設、備品、修繕に関すること	1
		C	地域子ども家庭支援センター万願寺・多摩平の子育てひろば事業	1
		C	地域子育て相談機関事業	1
		C	母子健康手帳交付窓口業務(育児パッケージ配布含む)	1
		C	妊婦・乳児健診(個別健診)	1
		C	妊婦支援給付事業	1
		C	新生児訪問事業	1
		C	産後ケア事業	1
		C	乳幼児健診(集団健診)	1
		C	乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診未受診フォロー	1
		C	プレママ(妊婦)&乳幼児健康相談	1
		C	多胎児家庭支援事業(サポーター助成・移動費支援)	1
		C	ファーストバースデーサポート事業	1
		C	未熟児等養育医療費助成事業	1
		C	母子保健事業に係る各種償還払い業務	1
		C	子育てひろば事業(委託先)	0
		D	セキュリティに関すること全般(セキュリティリーダー)	0
		D	センターパンフレットの編集・庶務全般ほか	0
		D	運営協議会運営管理業務	0
D	各文章管理(ファイル責任者)、広報とりまとめ(広報企画員)	0		
D	子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会に関する事務	0		
D	児童虐待防止に関する事務	0		
D	児童相談所との連絡会(年4回)	0		

子ども家庭 支援センター	通常	D	相談員の研修会の企画・実施	0
		D	知っ得ハンドブック編集・発行等庶務全般	0
		D	統計に関する集計報告(福祉行政報告 301 表 児童家庭相談 統計 350,351,352,353,354 表)	0
		D	養育家庭啓発事業に関する事務	0
		D	母子保健事業に係る各種研修会・検討会	0
		D	ママパピクラス	0
		D	実習生受入	0
発達・教育 支援課	新規	A	新型コロナウイルス感染症に関する児童及び保護者の対応	1
		A	新型コロナウイルス感染症に関する委託先への対応	1
	通常	B	緊急ケース対応に関すること	2
		B	施設管理業務	1
		B	児童発達支援事業給付金請求事務	1
		B	発達知能検査	1
		B	通園事業「きぼう」	20
		B	通園事業送迎バスの運行	20
		B	子どもの一時預かり	10
		B	細菌検査	1
		B	発達・教育支援システムの管理	1
		C	専門相談	2
		C	巡回相談全般(学童クラブ、幼稚園、保育所など)	1
		C	個別支援計画(「かしのきシート」)の作成と移行支援	1
		C	基本相談支援、障害児相談支援、計画相談支援	1
		D	専門指導(個別・集団指導)	0
		D	発達支援関係機関連携協議会の運営	0
		D	医療相談	0
		D	スーパーバイズ等会議体の開催	0
		D	スキルトレーニング(課外活動含む)	0
		D	ペアレントトレーニング	0
		D	医療相談	0
		D	初期療育・予備保育、グループ指導活動	0
		D	講演会の開催	0
		D	親支援事業の実施	0
		D	施設の貸出及び受付管理業務	0

## 教育対策部

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
庶務課	新規	A	新型インフルエンザ等対策に係る、都教育委員会、学校、庁内、関係機関等との連携に関する事	2
	通常	B	就学援助・特別支援教育就学奨励費に関する事	2
		B	教育委員会の会議、定例会及び臨時会に関する事	2
		B	学校との調整に関する事	2
		B	国・都補助金に関する事	4
		B	予算決算補正に関する事	4
		B	教育長会の会議及び26市と東京都の調整等に関する事	2
		B	教育委員、会計年度任用職員、再任用職員の報酬、賃金の支出に関する事	2
		B	シルバー人材センターへの委託料(事務補助、校舎管理)の支出に関する事	2
		B	委託に関する事(支払い業務は除く)	4
		B	メール配信に関する事	2
		B	学校施設の環境衛生工事にに関する事	4
		B	工事に伴う関係部署との調整・打合せ	4
		B	小・中学校のゴミ処理等のライフラインに関する事	4
		C	修繕に関する事(支払い業務は除く)	2
		C	支出命令に関する事	2
		C	小・中学校の予算執行に関する事	2
		C	小・中学校の庶務に関する事	2
		C	学校施設整備国庫(都)補助金(負担金)に関する事	2
		C	学校施設の営繕及び保全に関する事	2
		C	補助金等検査対応に関する事	2
		C	会計監査に関する事	2
		C	施設台帳の調査及び報告に関する事	2
		C	委任工事の依頼に関する事	2
		C	七生中樋門・都市計画道路に関する事	2
		C	学校用地補助・財産処分に関する事	2
		C	幼稚園の修繕・営繕・備品に関する事	2
		C	原材料・備品・消耗品の購入に関する事	2
		D	情報公開請求、異議申立に関する事	0
		D	防衛施設庁の補助金に関する事	0
D	教育委員会職員の人事、服務管理に関する事	0		
D	小・中学校の土・日の臨時警備	0		
D	その他各種調査・資料作成に関する事(外部)	0		
D	学校施設の調査に関する事	0		

庶務課	通常	D	その他各種調査・資料作成に関すること(内部)	0
		D	芝生に関すること	0
		D	用地台帳調査・報告に関すること	0
		D	教育施設の整備計画に関すること	0
		D	余裕教室の活用に関すること	0
		D	映像支援に関すること	0
学務課	新規	A	市立学校の感染予防等に関すること	3
		A	東京都教育委員会との連携に関すること	3
		A	衛生材料の確保に関すること	3
		A	新型インフルエンザ等対策に係る保健所等との連絡調整に関すること	3
	通常	B	幼稚園・学校への情報提供(市対策本部や都教委等からの通知の送付など)	3
		B	臨時休業の実施等、幼稚園・学校との協議・調整	3
		B	幼稚園・学校における発生状況等の情報収集及び市対策本部・都教委・保健所等への報告	3
		B	小中学校給食業務	3
		B	学校給食の総合調整及び学校間の連絡調整	3
		B	給食関係予算の編成・執行及び決算	3
		B	園児・児童・生徒及び教職員の健康診断業務	1
		C	栄養士・調理員の臨時職員の雇用	2
		C	学校給食の調理業務委託	2
		C	学校(園)医報酬支払業務	2
		C	予算決算の取りまとめ	2
		C	就学事務(入学事務、学齢簿作成、学級編成、指定校変更、区域外就学等)	2
		C	学校給食の調理業務委託業者選定事業	1
		C	学校基本調査等調査、統計	1
		C	災害共済給付業務	1
		C	学校保健会	1
		C	養護教諭会	1
		C	国、都からの調査依頼	1
		C	給食関係の統計調査報告等	1
		C	学校共通帳票印刷	1
		C	課の庶務	1
		C	給食備品等の整備と修繕	1
		C	幼稚園の管理運営	1
		D	食育事業	0
		D	地元農産物を使用した給食の推進	0
		D	学校給食関係の視察等	0
		D	栄養士・調理員の研修	0
		D	学校給食関係の各種委員会	0
D	環境衛生業務	0		

学務課	通常	D	通学路看板設置業務、通学路安全対策業務	0
		D	地元農産物を使用した給食の推進	0
		D	栄養士・調理員の庶務事務	0
		D	学校給食会等の団体事務	0
		D	学校給食関係の視察等	0
		D	栄養士・調理員の派遣	0
		D	給食関係職員の被服貸与	0
		D	防犯ブザー配布事務	0
		D	ピーポくんの家事務	0
教育指導課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	1
		A	新型インフルエンザ等対策に係る教育課程の編成の維持に関する こと	3
	通常	B	教育活動の調整	2
		C	地域学校協働活動推進事業	1
		C	学校教職員及び講師の給与・報酬事務	2
		C	学校教職員の任免・服務・分限に関すること	2
		C	学校教職員の扶養親族の認定	2
		C	学校教職員の住民税の整理・保管	2
		C	学校教職員の退職手当	2
		C	臨時的任用教職員及び再雇用嘱託員の社会保険	2
		C	臨時職員賃金支払業務	2
		C	教科用図書採択	2
		C	成績一覧表調査委員会事務	2
		C	市政協力員・外国人講師への支払い	1
		C	学力向上支援者への謝礼支払事務	1
		C	東京都育英資金受付事務	1
		C	市政(社会人講師)協力員謝礼支払い	1
		C	学校教職員の人事	2
		C	部活動奨励補助金の支出	1
		C	教科用図書等給与	1
		C	教育実習受入事務	1
		C	スクールカウンセラー謝礼支払い	1
		C	臨時的任用教員(産休・育休代替)及び時間講師の採用	2
		C	プール指導補助員謝礼事務	2
		C	部活動外部指導員謝礼事務	2
		C	修学旅行・移動教室の実施及び補助金支出	1
		C	予算決算の取りまとめ	2
		C	学校教職員の昇給事務	2
		C	学校評議員委嘱事務	1
		C	学校教職員の旅費の支払い	1
		C	講師時数の配当	1

教育指導課	通常	C	サポート教員に関する業務	1
		C	学校教職員の給与簿の整理・保管	1
		C	学校飼育動物検査業務	1
		C	国、都からの調査依頼	1
		C	学校教職員の位・勲表彰	1
		C	教員研修事務	1
		C	学生インターン事務	1
		C	市研究奨励補助事業	1
		C	社会科副読本印刷	1
		C	課の庶務	1
		C	ICT機器の保守・管理	1
		D	学校教職員の職員団体との話し合い	0
		D	学校教職員の履歴の管理・整理に関すること	0
		D	再任用・再雇用嘱託員に関すること	0
		D	学校教職員の福利厚生	0
		D	校外学習の負担金支出	0
		D	校外学習のバス補助金	0
		D	動物訪問ふれあい事業	0
		D	市役所社会科見学	0
		教育センター	新規	A
通常	C		学校生活相談	2
	C		「わかば教室」の運営	2
	C		日常事務	2
	C		施設管理	2
	D		教職員研修	0
	D		調査研究	0
	D		スポーツ施設の開放	0
生涯学習支援課	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	5
	通常	C	教育委員会後援名義申請	1
		C	小・中学校開放管理業務	1
		C	市外・国・都等からの調査等への回答、報告	2
		C	予約・受付・相談業務	2
		D	保育協力員・保育事業	0
		D	社会教育委員・公民館運営審議会	0
		D	家庭教育学級事業	0
D	ひの市民大学事業	0		

生涯学習支援課	通常	D	日野市 PTA 協議会	0
		D	二十歳のつどい	0
		D	21世紀未来塾(講師派遣)事業	0
		D	施設提供(貸し館業務)	0
		D	講座、イベント等の主催事業	0
		D	委託事業	0
図書館	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	2
	通常	C	[臨時窓口]各図書館の資料・情報提供業務に関する こと	22
		C	会計年度任用職員の雇用、勤務管理に関する こと	6
		C	再任用職員の勤務管理に関する こと	6
		C	正規職員の時間外勤務等の給与計算事務に関する こと	6
		C	光熱水費、賃借料、委託料、使用料等の月例支 払い	6
		C	中央館及び6分館の管理・維持業務	6
		C	公共図書館・学校図書館コンピュータシステムの 維持・管理	6
		C	委託業務に関すること(支払業務を除く)	6
		C	予算決算に関する こと	6
		C	金銭出納管理に関する こと	6
		D	図書館協議会に関する こと	0
		D	各図書館、移動図書館の資料・情報提供業務に 関すること	0
		D	行政資料・情報の提供業務に関する こと(市政図書室)	0
		D	障害者への資料・情報提供業務に関する こと	0
		D	図書館資料の選択・収集・保存・除籍に関する こと	0
		D	学校等市内施設への資料提供に関する こと	0
		D	資料の他機関間相互貸借に関する こと	0
		D	日野宿発見隊支援事業に関する こと	0
		D	おはなし会・読書会等行事開催に関する こと	0
		D	研修参加・講師派遣に関する こと	0
	D	研修生・実習生の受け入れに関する こと	0	
	D	集会施設の貸出に関する こと	0	
D	視聴覚機材の貸出に関する こと	0		
ふるさと文化財課	通常	B	文化財保護に関する こと	2
		C	文化財・資料の収集、整理、保管に関する こと。	2
		C	埋蔵文化財発掘調査に関する こと	2
		C	郷土資料館の運営に関する こと	2
		D	文化財・資料の展示に関する こと	0
		D	講演会などの開催に関する こと	0
発達・教育支援課	新規	A	新型コロナウイルス感染症に関する児童及び保護者の 対応	1
	新規	A	新型コロナウイルス感染症に関する委託先への 対応	1
	通常	B	緊急ケース対応に関する こと	2
		B	施設管理業務	1
		B	児童発達支援事業給付金請求事務	1
		B	発達知能検査	1
B	通園事業「きぼう」	20		

発達・教育 支援課	通常	B	通園事業送迎バスの運行	20
		B	子どもの一時預かり	10
		B	細菌検査	1
		B	発達・教育支援システムの管理	1
		C	専門相談	2
		C	巡回相談全般(学童クラブ、幼稚園、保育所など)	1
		C	個別支援計画(「かしのきシート」)の作成と移行支援	1
		C	基本相談支援、障害児相談支援、計画相談支援	1
		D	専門指導(個別・集団指導)	0
		D	発達支援関係機関連携協議会の運営	0
		D	医療相談	0
		D	スーパーバイズ等会議体の開催	0
		D	スキルトレーニング(課外活動含む)	0
		D	ペアレントトレーニング	0
		D	医療相談	0
		D	初期療育・予備保育、グループ指導活動	0
		D	講演会の開催	0
		D	親支援事業の実施	0
D	施設の貸出及び受付管理業務	0		

## 会計管理者

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
会計課	新規	A	新型インフルエンザ等の対策に必要な現金及び物品の出納及び保管に関する事務に関すること	1
	通常	C	支払に関すること	3
		C	支出の審査及び確認	3
		C	収入に関すること	1
		C	決算の調製	1
		C	債権者登録	1
		C	例月出納検査に関すること	1
		D	証拠書類の整理・保管	0
		D	収支予定に関すること	0
		D	資金運用に関すること	0
		D	指定金融機関及び収納代理金融機関の収納状況調査に関すること	0
		D	物品の出納保管及び記録管理	0

想定 of 時期は出納閉鎖期間及び決算時期とする。1名は対策本部員として計算外(現状9名)  
(現在、対策本部員と実働部隊の会計班長が兼ねている)

## 選挙管理委員会

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
選挙管理委員会 事務局	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	1
		A	投開票の感染予防に関すること	1
	通常	B	選挙事務（立候補届出受付事務に関する業務）	1
		B	選挙事務（投票事務に関する業務）	3
		B	選挙事務（開票事務に関する業務）	3
		B	選挙事務（期日前投票事務に関する業務）	1
		B	選挙管理委員会会議・運営に関する業務	1
		B	選挙管理委員会で議決された告示等に関する業務	1
		B	選挙管理委員改選に関する業務	1
		B	永久選挙人・在外選挙人・国民投票名簿調製・保管業務	1
		B	郵便等投票に関する業務	1
		C	選挙事務（会計年度任用業務）	1
		C	選挙事務（庁内外交渉業務）	2
		C	選挙事務（契約関係業務）	2
		C	選挙事務（従事者関係業務）	1
		C	各種システムに関する業務	1
		C	裁判員及び検察審査員候補者予定者名簿作成業務	1
		C	直接請求に関する業務	1
		C	永久選挙人・在外選挙人名簿の調査・閲覧に関する業務	1
		C	国民投票名簿の調査・縦覧に関する業務	1
		C	政治活動用表示物に関する業務	1
	D	常時・選挙啓発業務	0	
D	全選連、全選連東京支部、都市選連関係事務	0		

## 監査委員事務局

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
監査委員事務局	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する こと	1
	通常	B	住民監査請求	4
		C	事務監査請求	2
		C	例月出納検査	2
		C	決算審査(基金運用状況審査)	2
		C	健全化判断比率等審査(資金不足比率審査)	2
		C	定期監査	2
		C	監査委員報酬等の支払	1
		C	各種負担金等の支払	1
		D	工事監査	0
		D	行政監査(事務監査)	0
		D	財政援助団体等監査	0
		D	指定管理者監査	0
		D	その他の監査	0
		D	各種調査	0

## 農業委員会事務局

所管課	分類	区分 A:新規 B:継続 C:縮小 D:休止	所掌事務	必要 最低限 の 職員数
農業委員会事務局	新規	A	新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること	1
	通常	C	農地法に基づく許可申請、届出の受付及び処理	1
		C	各種証明事務	1
		C	農業委員会定例総会の開催(月例)	1
		D	裁判所、登記所、税務署からの調査回答(現地確認含む)	0
		D	農業委員会委員選挙事務(任期3年間)	0
		D	農業委員会選挙人名簿登録事務	0
		D	農業者年金事務	0
		D	農業委員報酬、費用弁償支出事務	0
		D	農家基本台帳の作成、補正(3年に1回)	0
		D	企業的農業経営、農業後継者顕彰推薦事務	0
		D	農業施策に関する建議の作成、上申	0
		D	国有農地の現況調査、回答	0
		D	農業委員会だよりの編集、発行	0
		D	東京都農業会議の調査回答	0
		D	東京都農業会議主催会議に関する事務	0
		D	南多摩農業委員会協議会の会議出席	0
		D	東京都農作物生産状況調査事務	0
		D	農地パトロール事務	0
		D	全国農業者新聞の販路拡大、購読料集金事務	0
		D	農業委員研修事務	0
D	農業委員会交付金事務	0		



---

**日野市新型インフルエンザ等対策行動計画** 令和8年6月改定

発行:日野市 編集:日野市 健康福祉部 健康課  
〒191-0011 東京都日野市日野本町 1-6-2 日野市生活・保健センター内  
TEL 042-581-4111(直通) FAX 042-583-2400  
E-mail [kenkou@city.hino.lg.jp](mailto:kenkou@city.hino.lg.jp)

---